

第 4 次 丹波市男女共同参画計画 (素案)

令和 5 年 ○ 月
丹 波 市

目 次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	1
3	計画の期間.....	2
4	計画の策定方法.....	3
第2章	男女共同参画をめぐる現状と課題.....	4
1	国、県の男女共同参画の動向.....	4
	（1）国における男女共同参画基本計画.....	4
	（2）女性の活躍推進.....	4
	（3）男女の働き方改革.....	5
	（4）男女共同参画の視点に立った防災・災害時支援体制づくり.....	6
	（5）政治分野における男女共同参画の推進.....	6
	（6）兵庫県における男女共同参画計画.....	7
2	丹波市の男女共同参画の現状・課題.....	8
	（1）丹波市の近年の動向.....	8
	（2）統計データ.....	9
	（3）市民・事業所意識調査の主な結果.....	16
	（4）第3次計画の成果.....	25
	（5）課題のまとめ.....	26
	（6）第4次計画の方向性.....	29
第3章	計画の基本的な考え方.....	30
1	基本理念.....	30
2	SDGsを踏まえた計画策定.....	31
3	めざすまちの姿.....	33
4	基本目標.....	33
5	体系.....	35

第4章 施策の展開..... 37

- 基本目標 1 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消.... 37
- 基本目標 2 あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進..... 40
- 基本目標 3 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現..... 46

第5章 計画の推進..... 51

- 1 庁内推進体制..... 51
- 2 関係機関等との連携..... 51
- 3 市民・事業者・団体等との協働..... 51
- 4 丹波市男女共同参画センターの充実..... 52

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成19年12月に「丹波市男女共同参画計画 [丹（まごころ）の里 ハーモニープラン]」を策定し、その後、見直しを行いながら、平成25年3月に「第2次丹波市男女共同参画計画」、平成30年3月に「第3次丹波市男女共同参画計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を進めてきました。

さらに、平成31年3月に、丹波市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）を制定し、市、市民、事業者、団体等が協働して、誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を決意するとともに、条例第11条では、「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めるものとする。」と定めており、計画に基づいた様々な取組を行ってきました。

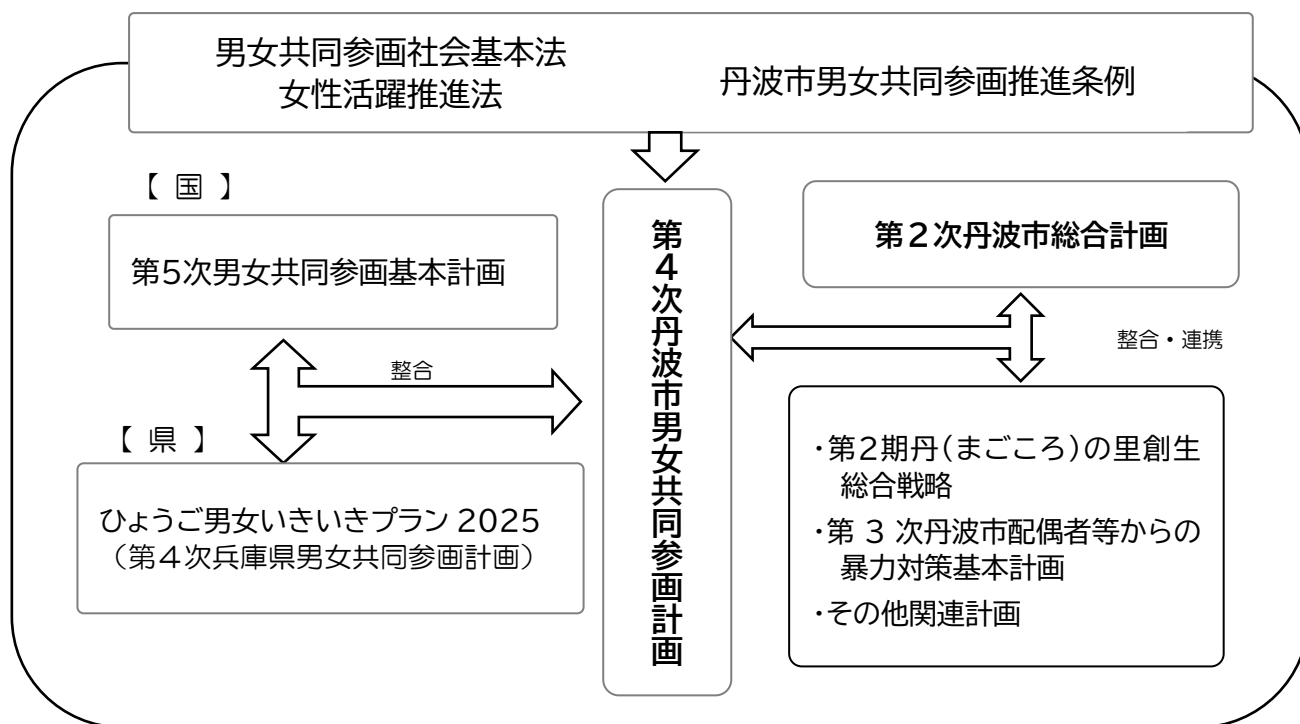
しかし、世代間での考え方の違いや固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根強く残るなど、解決しなければならない課題がなお多くあります。

本市ではこうした現状と課題を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、「第4次丹波市男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び条例第11条に規定する「男女共同参画計画」です。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定に基づき市町村が策定する「市町村推進計画」と位置づけます。
- (3) 国の「第5次男女共同参画基本計画（令和3年度～令和7年度）」（以下、「国第5次計画」という。）、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン（第4次兵庫県男女共同参画計画）【令和3年度～7年度】」（以下、「県第4次計画」という。）の内容を踏まえつつ、本市の特性を反映したものです。また、上位計画である「第2次丹波市総合計画」や他分野の関連計画と整合性・連携を図りながら本市における男女共同参画に関わる施策を推進します。

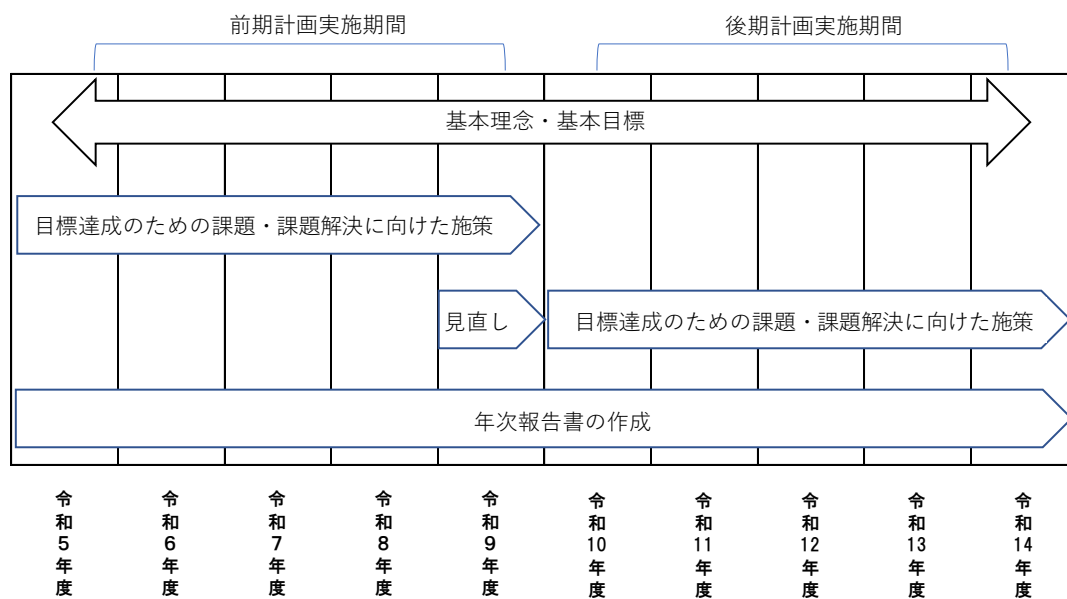
第4次丹波市男女共同参画計画の関係図



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、計画的な推進を図るため、令和5年度から令和9年度までの5年間の前期計画実施期間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や国や県の新たな施策等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定方法

本計画は、市民や有識者から構成される「丹波市男女共同参画審議会」に諮り、その答申をもとに策定しました。

策定にあたっては、令和3年10月に実施した「丹波市男女共同参画市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）や「丹波市男女共同参画事業所調査」（以下、「事業所調査」という。）および令和4年1月に実施した「市民団体ヒアリング」により市民意識の把握に努めました。

また、令和4年12月にパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映して、策定しました。

男女共同参画をめぐる現状と課題

1 国、県の男女共同参画の動向

(1) 国における男女共同参画基本計画

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において各施策の推進を図っています。

平成11年の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとした様々な取組を進めてきました。

令和2年12月には、新しい令和の時代を切り拓き、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して、「国第5次計画」が策定され、目指すべき社会として次の4点が掲げられています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs※で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(2) 女性の活躍推進

平成15年、国においては、令和2年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度にするという目標が掲げられ、女性の参画を拡大する効果的な施策の一つであるポジティブ・アクション（積極的改善措置）が推進されました。しかし、現状は女性の参画が進んでいる分野

※2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、Sustainable Development Goalsの略。17のゴール・169のターゲットから構成され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す取組。

もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合が、令和元年で14.8%と低くなっており、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されず、各種制度・慣行等も男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっているとは言い難い状況となっています。

また、平成25年6月には、「日本再興戦略」において「女性の活躍推進」を日本の成長戦略の中核と位置づけることが閣議決定されました。

さらに、平成26年10月、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、早急に実施すべき施策をまとめた「すべての女性が輝く政策パッケージ」が公表されました。

平成28年4月から「女性活躍推進法」が完全施行され、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を加速するための取組が進められています。

さらに、女性活躍推進法の一部改正により、令和4年4月から、事業所が女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を基に目標を設定し、目標を達成するための具体的な取組を定める一般事業主行動計画※の策定義務が101人以上の事業所に拡大されています。

（3）男女の働き方改革

国では、平成27年12月に「男性中心型労働慣行の見直しと女性の活躍」を柱とする「第4次男女共同参画基本計画」（以下「国第4次計画」という。）が閣議決定されました。これまで長時間勤務が当たり前とされてきた男性中心の働き方等を前提とする労働慣行等を変革し、多様で柔軟な働き方が選択できる労働環境づくりを推進することで、女性の活躍を後押しし、男女がともに仕事と生活の調和が図れる社会の実現を目指した取組が進められています。

また、「働き方改革」は一億総活躍社会の最大のチャレンジと位置づけられ、平成28年8月、働き方改革担当大臣のポストが新設されました。労使の代表者や有識者による「働き方改革実現会議」が設置され、平成29年3月には、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の導入を盛り込んだ「働き方改革実行計画」がまとめられました。

※各企業の従業員の仕事と子育てに関する方針をまとめたもの。常時雇用する従業員が101人以上の企業は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務となっている。（100人以下の企業は努力義務）。

平成30年6月には、「働き方改革関連法」が成立し、令和2年度から長時間労働の上限規制、有給休暇取得の一部義務化等が始まり、企業のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた取組が拡大しつつあります。

令和元年に発生したCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与えています。経済活動の抑制により、正規・非正規雇用者の所得格差が顕在化するとともに、雇用における男女間の格差も再認識されています。しかし、これまでの働き方や生活様式を見直す転機ともなっており、DX※を活用した勤務形態の導入が進み、家庭での生活時間が増加するなど、これから先の男女共同参画社会の実現に向け新たな可能性を見出しつつあります。

（４）男女共同参画の視点に立った防災・災害時支援体制づくり —●

国では、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとし、地方公共団体における男女共同参画の視点からの自主的な取組を推進するため、平成25年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が作成されました。

「国第5次計画」では、「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、男女別データの作成・活用、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組、避難生活等における女性と男性の安全・安心の確保等、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における、男女共同参画の視点からの取組を推進することとしています。

（５）政治分野における男女共同参画の推進 —————●

平成30年5月に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。国会及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務等を定めています。

※デジタル・トランスフォーメーションの略称。デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させること。また、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもの。

(6) 兵庫県における男女共同参画計画

兵庫県では、平成13年に「ひょうご男女共同参画プラン21（第1次兵庫県男女共同参画計画）」を策定するとともに、平成14年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。さらに、平成18年に「ひょうご男女共同参画プラン21 後期実施計画（第1次兵庫県男女共同参画計画）」、平成23年に「新ひょうご男女共同参画プラン21（第2次兵庫県男女共同参画計画）」、平成28年に「ひょうご男女いきいきプラン2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」を策定し、女性の社会的地位の向上をはじめ、仕事と生活の両立、職場での意識改革や女性登用の促進などに、積極的に取り組んできました。

働き方改革関連法や女性活躍推進法といった法整備の状況、共働き世帯の増加やコロナ禍による在宅勤務の普及など社会情勢の変化を踏まえ、令和3年に「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」を策定し、男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会の実現を目指しています。

2 丹波市の男女共同参画の現状・課題

(1) 丹波市の近年の動向

第3次計画策定以降、丹波市では、男女共同参画社会の実現に向けて具体的な取組を行ってきました。

① 丹波市男女共同参画推進条例の制定

本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者、団体等が協働して、誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進していくため、条例を制定し、平成31年4月1日から施行しました。

② 男女共同参画センターの設置

男女共同参画センターは、男女共同参画を推進する施策を実施し、市民等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な活動拠点として、令和元年10月22日、丹波ゆめタウン2階の市民プラザ内に開設しました。

男女共同参画社会の実現に向け、1. 男女共同参画社会づくりに向けた普及啓発、2. 男女共同参画社会づくりに必要な人材育成、3. 市民や市民団体等の活動支援・交流支援、4. 性差の違いによる生きづらさなどに対する相談支援、5. ライフスタイルに合わせた女性の就業支援、6. 男女共同参画社会に関する情報収集と発信等の事業を展開しています。

③ 丹波市配偶者暴力相談支援センターの設置

令和2年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「丹波市配偶者暴力相談支援センター」を設置しました。

配偶者暴力相談支援センターには、婦人相談員を配置し、DVに関する相談を受けるとともに、DV被害者の安全の確保、保護命令制度の利用についての情報提供や同行支援、自立に向けた支援などを行っています。

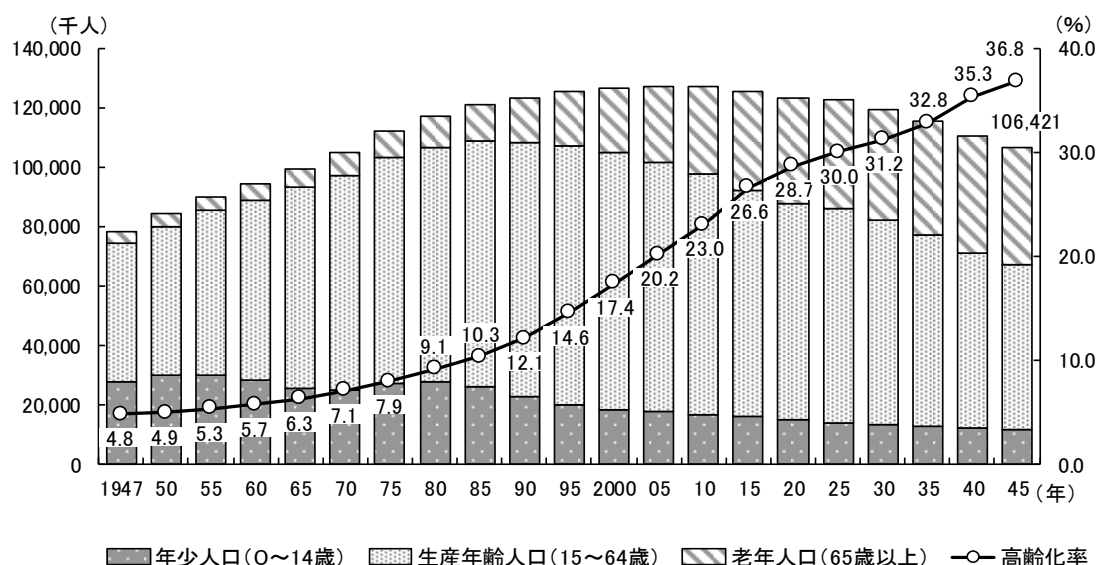
(2) 統計データ

① 少子高齢化の進行

わが国の人口は昭和25年以降、増加していましたが、2008年をピークに人口減少の局面に入り、2045年には106,421千人程度にまで減少すると推計されています。

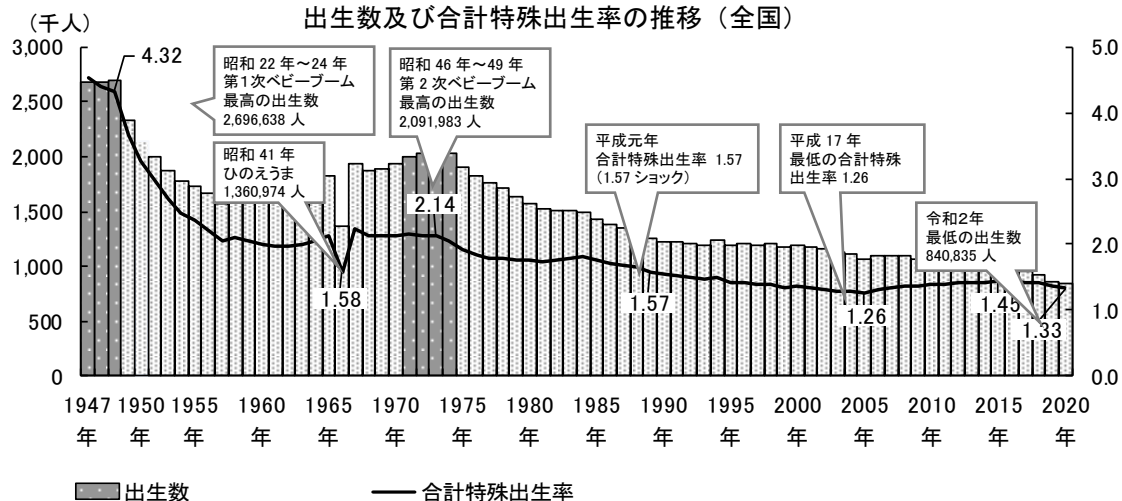
また、わが国は世界有数の長寿国である一方で、出生率は低く、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2035年には32.8%で約3人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。

高齢化率と年齢3区分別人口（全国）



資料：2020（令和2）年までは、総務省「国勢調査」（割合は、年齢「不詳」の者を除いて算出している。） 2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計

出生数及び合計特殊出生率の推移（全国）

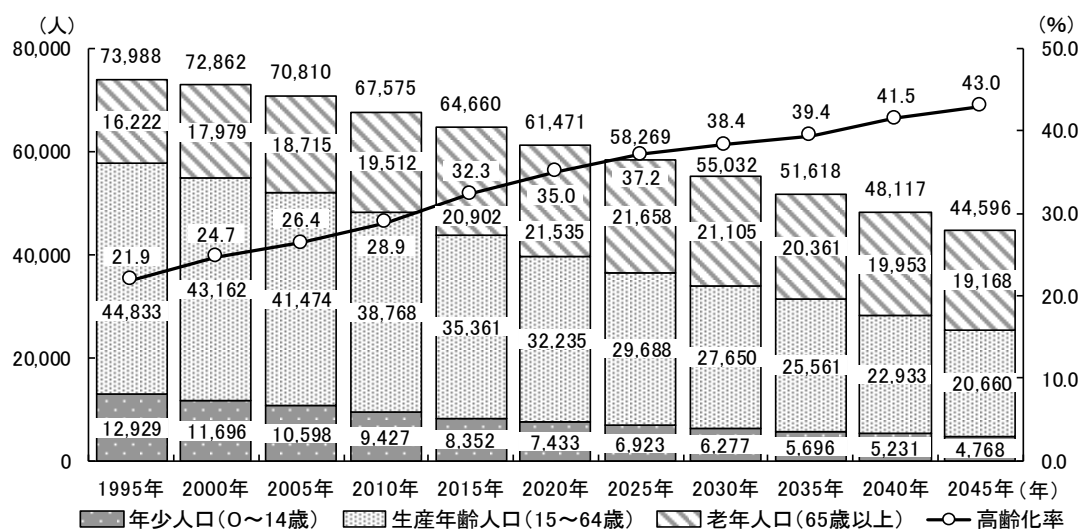


資料：厚生労働省「人口動態調査」

本市の2020(令和2)年の高齢化率を見ると、35.0%で全国平均(28.7%)より高く、超高齢化社会が進行しています。また、出生数も低下傾向にあり、2020(令和2)年の合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子どもの平均数)は、1.59となっています。2015(平成27)年に比べ低下し、全国並びに兵庫県の数値を下回っています。さらに、人口を維持するために必要な子ども数(人口置換水準)の2.07を大きく下回っています。

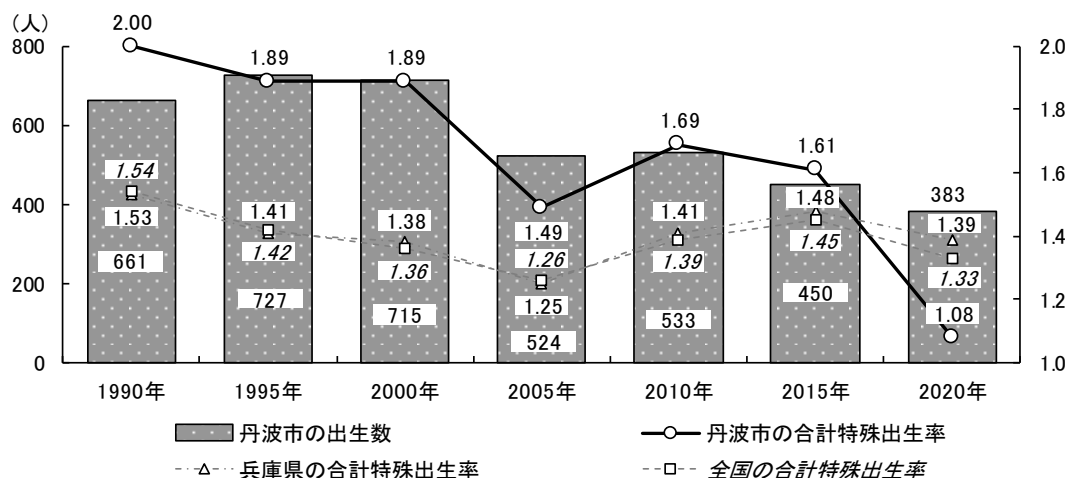
総人口は1995(平成7)年以降減少を続けており、今後も減少すると推計されています。生産年齢人口の減少割合が大きくなり、地域経済の成長や地域活力を維持するためには、女性や高齢者など多様な市民が経済活動、地域活動に参画することが重要となってきます。

高齢化率と年齢3区分別人口(丹波市)



資料：2020(令和2)年までは、総務省「国勢調査」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計

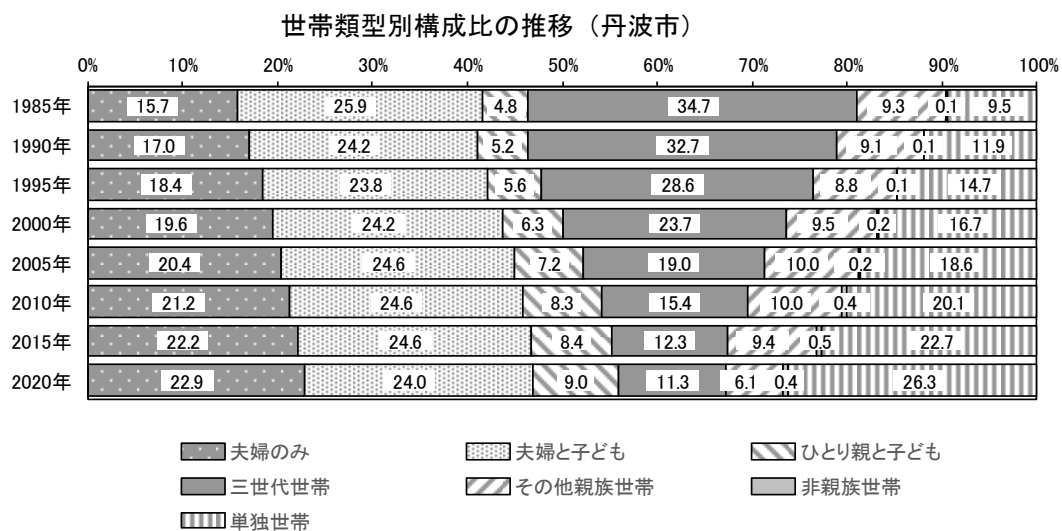
出生数及び合計特殊出生率の推移(丹波市、全国、兵庫県)



資料：厚生労働省「人口動態調査」

② 家族形態の多様化

世帯構成の推移を見ると、これまで多数を占めていた三世帯世帯の割合は低下し、夫婦のみ世帯、ひとり暮らし世帯（単独世帯）、ひとり親と子の世帯の割合が上昇し、家族の規模が縮小すると同時に、家族形態の多様化が進んでいます。

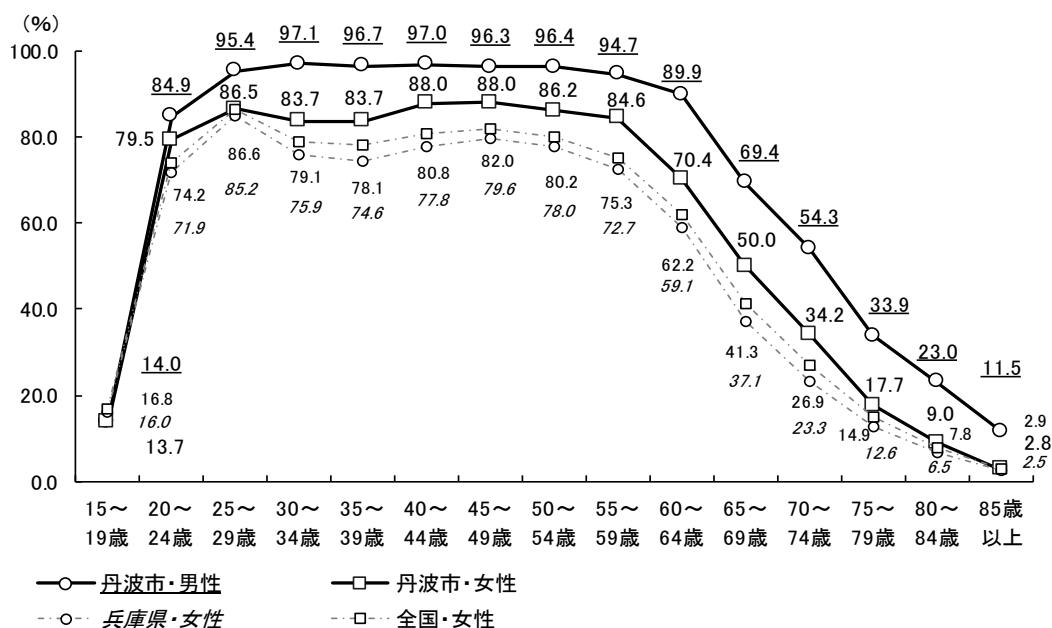


資料：総務省「国勢調査」

③ 女性の就業の動向

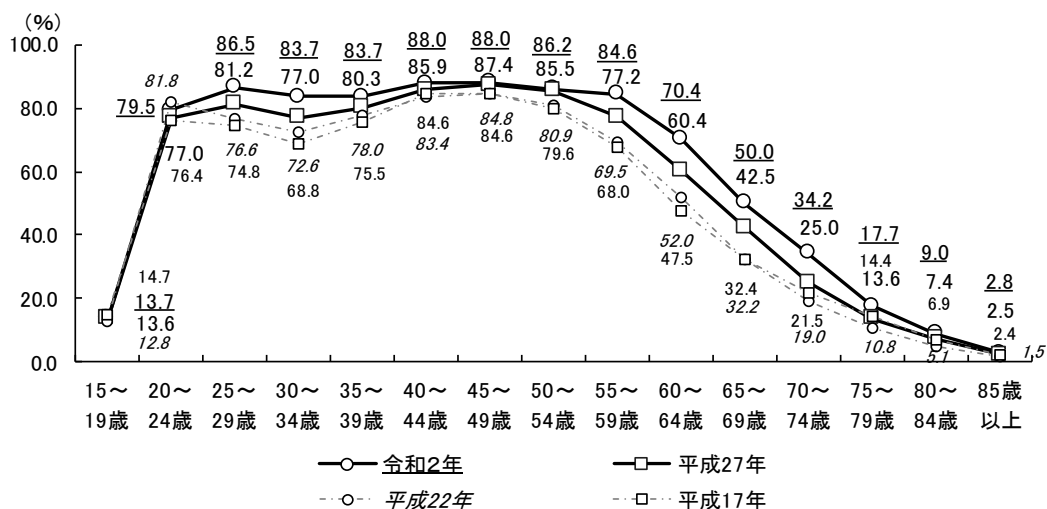
本市の女性の労働力率を見ると、20～84歳の各年代で全国、県平均を上回っています。また、経年比較すると、年々、カーブは浅くなり、M字の底となる年齢階級も上昇しています。しかし、国、県と同様に子育て期の労働力率が低下するM字カーブを描いており、出産や子育て等を理由に仕事を中断する女性は少なくないと思われます。このような状況を改善するためには、子育て支援のほか、男性の働き方の見直しや安心して仕事を続けられる職場環境の充実が重要となっています。

女性の労働力状態（本市と兵庫県・全国との比較）



資料：総務省「国勢調査」（2020（令和2）年）

女性の労働力状態（本市の経年比較）



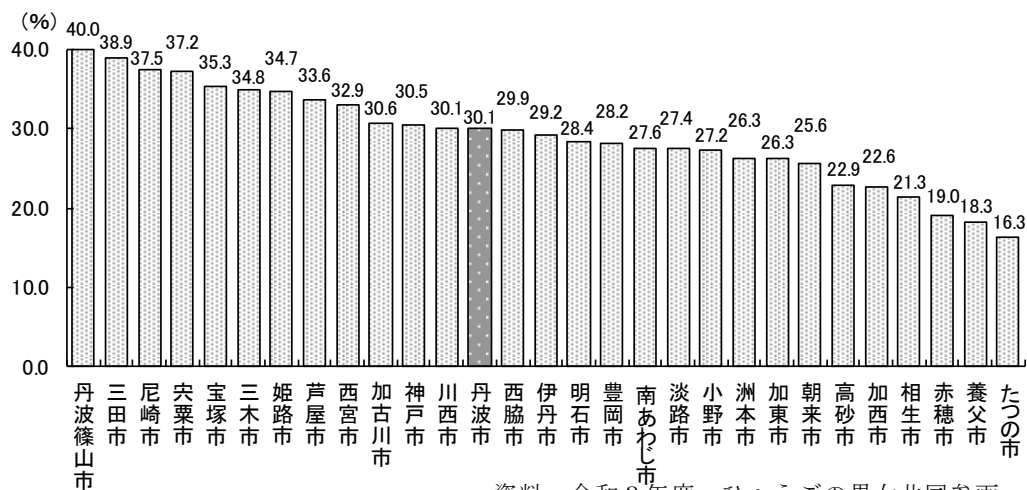
資料：総務省「国勢調査」

④ 女性の意思決定・方針決定過程への参画状況

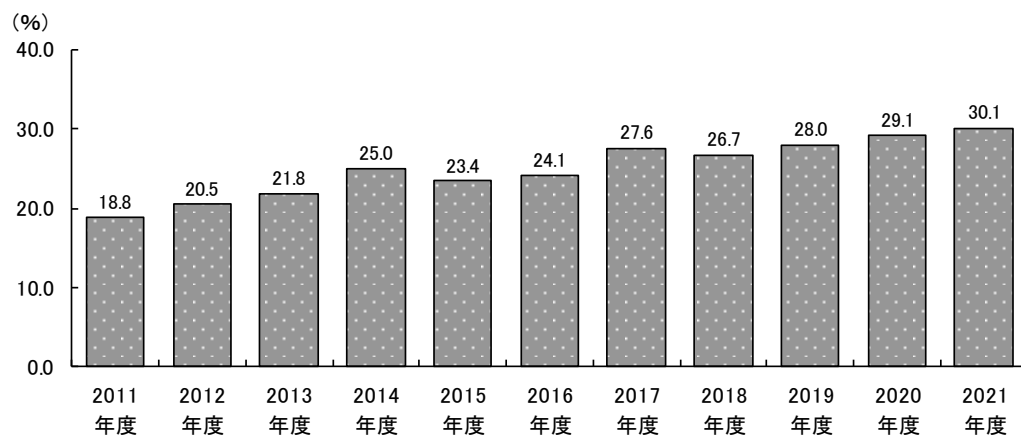
ア 法令（法律・条例）設置の審議会等への女性の登用状況

本市の法令（法律・条例）設置の審議会等への女性の登用状況を見ると、令和3年4月1日現在で30.1%（県内29市単純平均30.8%）と、県内29市中13番目となっています。

法令（法律・条例）設置の審議会等への女性の登用状況（県内市との比較）



法令（法律・条例）設置の審議会等への女性の登用状況（本市の経年比較）

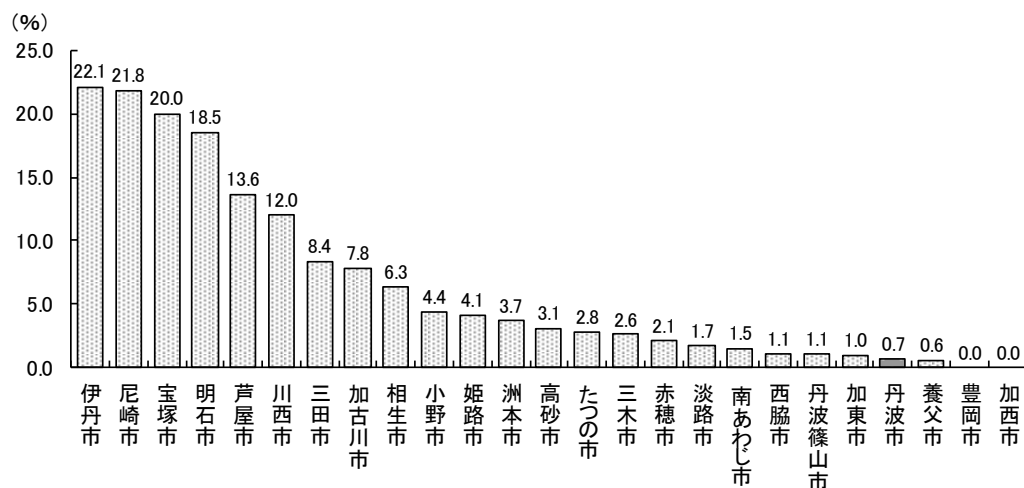


イ 自治会長に占める女性の割合

本市の自治会長に占める女性は、令和3年4月1日現在で299自治会のうち2名（0.7%）であり、県内25市中22番目となっています。

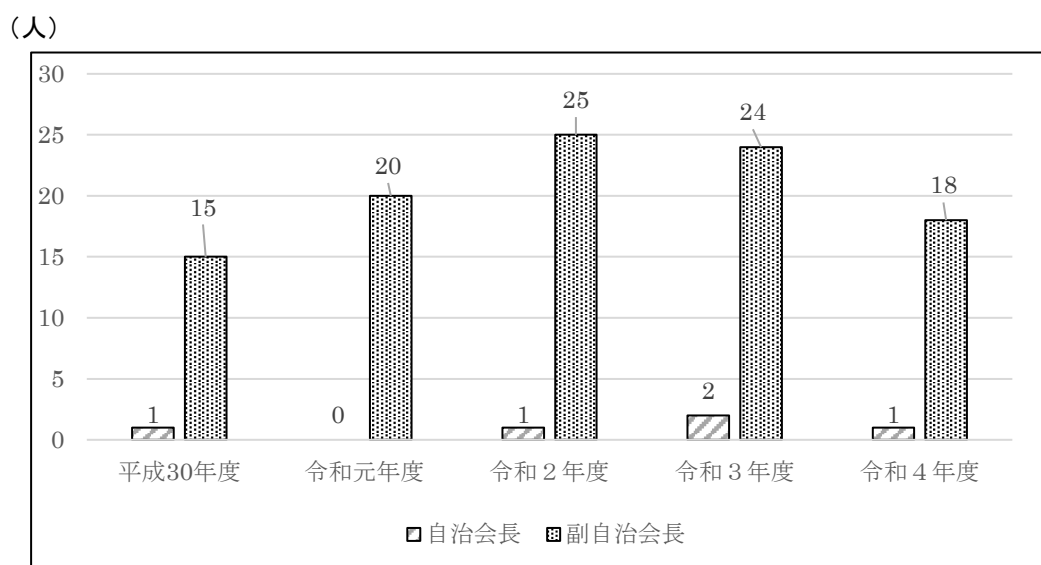
市内の自治会の状況として、自治会長は、0名から2名程度で推移していますが、副自治会長は、令和4年度で18名となっています。

自治会長に占める女性の割合（県内市との比較）



資料：令和3年度 ひょうごの男女共同参画
神戸市、西宮市、朝来市、宍粟市は調査実績なし

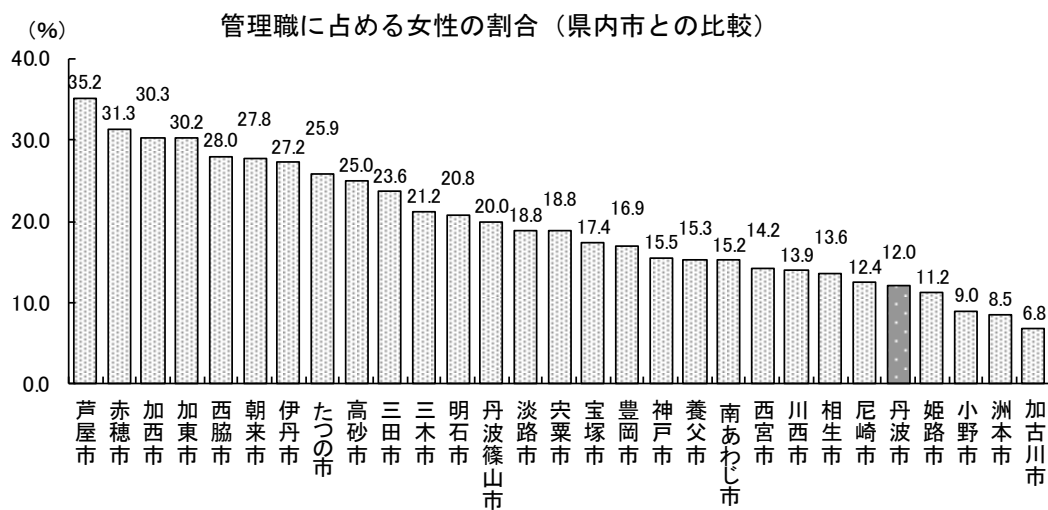
女性自治会長・副自治会長の人数（本市の経年比較）



資料：丹波市市民活動課調べ

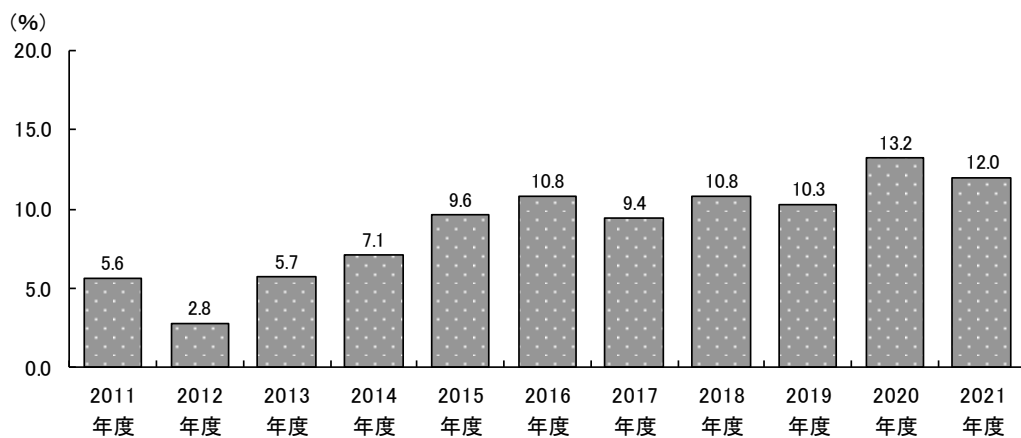
ウ 管理職に占める女性の割合

本市の管理職に占める女性の割合を見ると、令和3年4月1日現在で12.0%(県内29市単純平均18.8%)と、県内29市中25番目となっています。



資料：令和3年度 ひょうごの男女共同参画

管理職に占める女性の割合（本市の経年比較）



資料：ひょうごの男女共同参画（各年度4月1日現在）

(3) 市民・事業所意識調査の主な結果

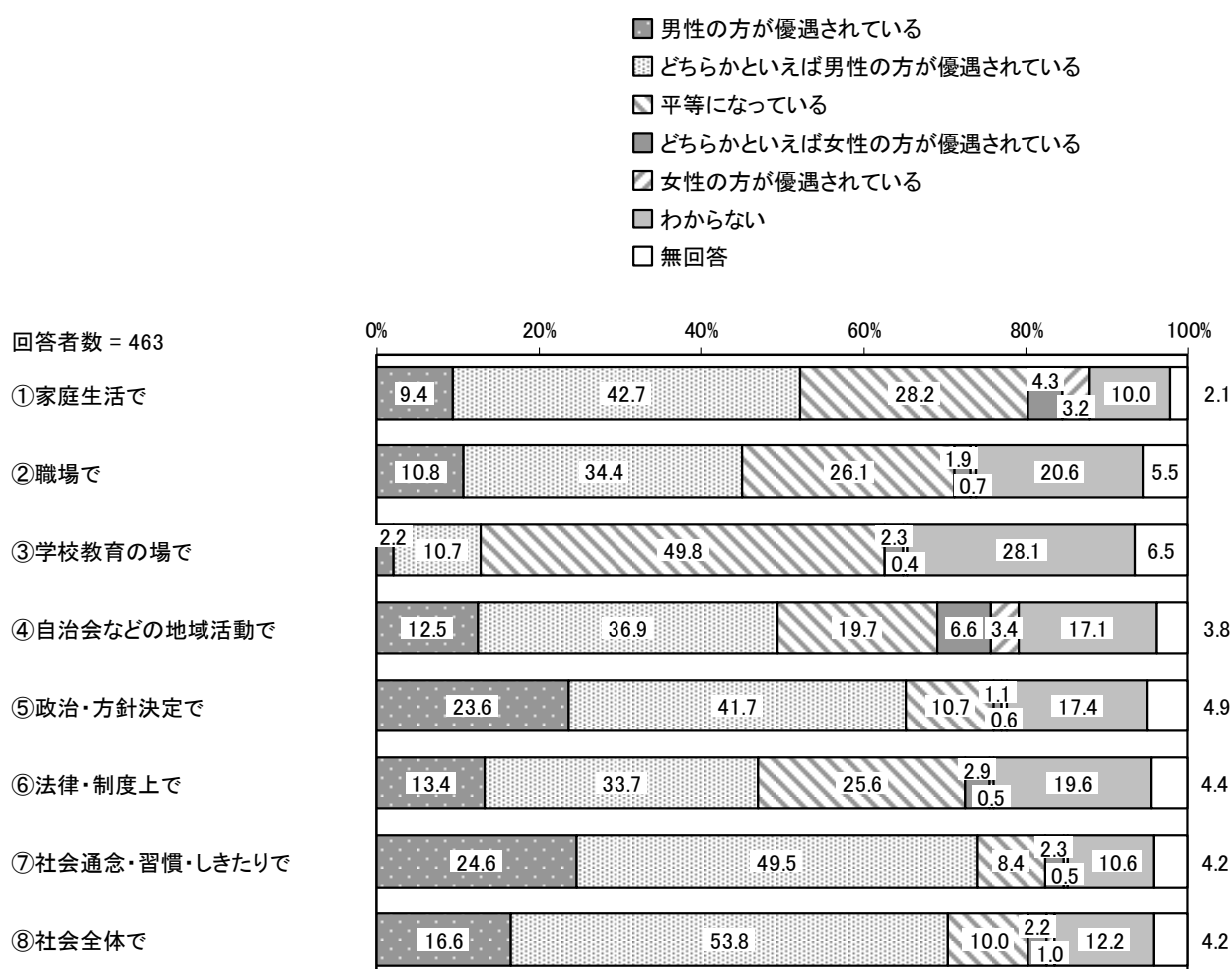
男女共同参画に関する市民意識の実態や変化を把握し、本計画策定並びに今後の施策展開の参考にするため、令和3年度に「市民意識調査」と「事業所調査」を実施しました。

市民意識調査

① 分野別の男女の平等感について

「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性の方が優遇されている”と感じる割合が『⑦社会通念・習慣・しきたりで』と『⑧社会全体で』において、70.0%を超え、ついで、『⑤政治・方針決定で』では65.1%、『①家庭生活で』では52.1%になっています。一方、『③学校教育の場で』においては、「平等になっている」と感じる割合が49.8%になっており、学校教育現場を除く社会生活の大半の分野において、市民の意識では依然男性中心の構造にあると感じていることがうかがえます。

分野別の男女の平等感について



② 固定的性別役割分担に対する考え方について

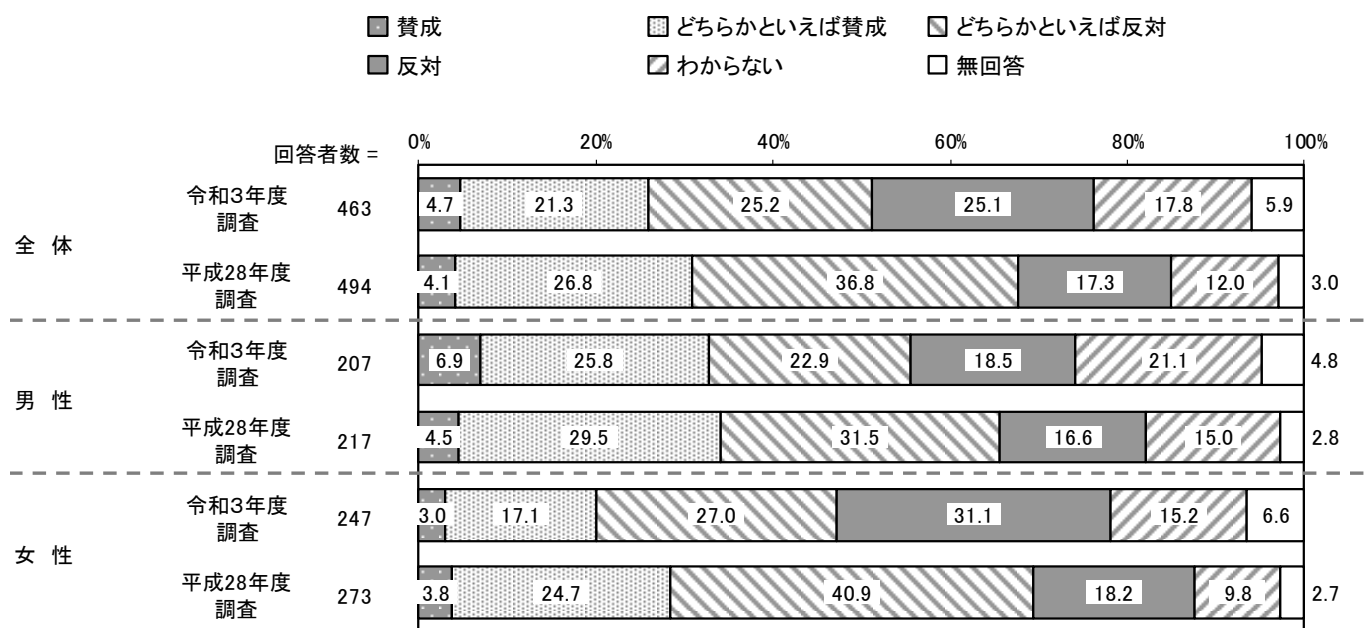
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が26.0%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が50.3%で、“反対”のほうが24.3%ポイント高くなっています。

平成28年度調査（以下、「前回調査」という。）と比較すると、全体では、前回調査と同様に、“賛成”より“反対”の割合が高くなっています。“賛成”の割合が4.9ポイント減少しましたが、“反対”の割合も3.8ポイント減少しています。また、「わからない」が5.8ポイント増加しています。

性別でみると、女性で“反対”の割合が58.1%で、男性よりも16.7ポイント高くなっています。また、男性は“賛成”の割合が32.7%で女性よりも12.6ポイント高くなっています。

根強く残っている固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

固定的性別役割分担に対する考え方について

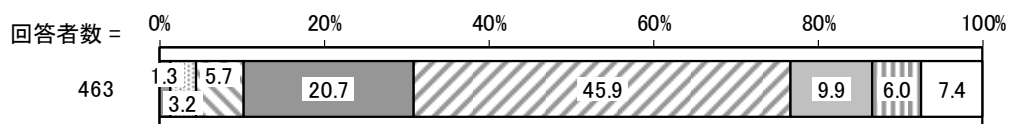


③女性が仕事をもつことについての考え方

「結婚や出産にかかわらず、仕事をもち続けたほうがよい」の割合が45.9%で最も高く、次いで「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつほうがよい」の割合が20.7%となっています。

女性が仕事をもつことについての考え方

- 女性は仕事をもたないほうがよい
- ▨ 結婚するまでは仕事をもつが、結婚後は家事・育児に専念したほうがよい
- ▨ 子どもができるまでは仕事をもつが、子どもができたら家事・育児に専念したほうがよい
- 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつほうがよい
- ▨ 結婚や出産にかかわらず、仕事をもち続けたほうがよい
- わからない
- その他
- 無回答

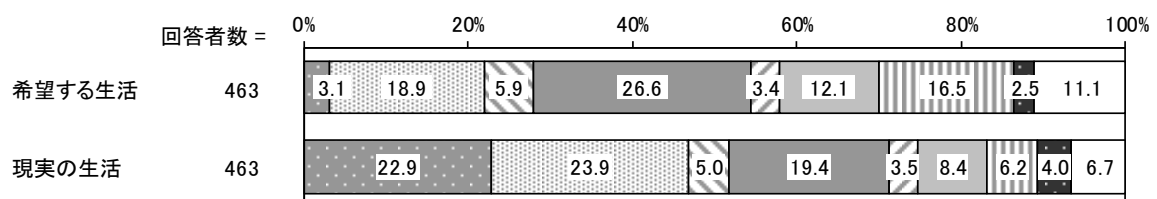


④ 「仕事」・「家庭生活」・「地域・個人の生活」の優先度

「「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」の割合が26.6%で最も高く、次いで「「家庭生活」を優先したい」の割合が18.9%、「「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい」の割合が16.5%となっています。

「仕事」・「家庭生活」・「地域・個人の生活」の優先度

- 「仕事」を優先したい
- ▨ 「家庭生活」を優先したい
- ▨ 「地域・個人の生活」を優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- ▨ 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- ▨ 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- ▨ 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- その他
- 無回答

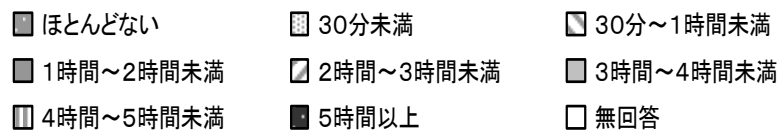


⑤ 就労をしている人の1日あたりの「家事」・「育児」・「介護」の時間

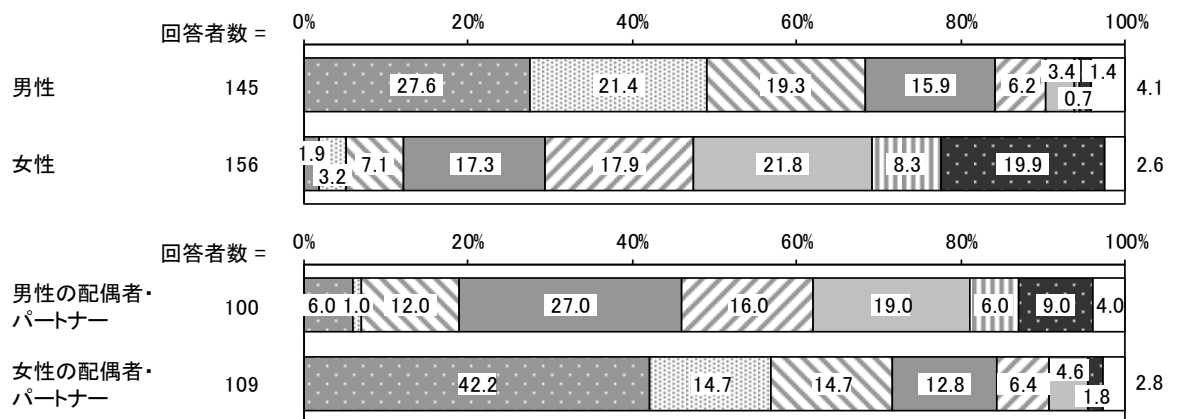
平日では、男性で「ほとんどない」の割合が27.6%、女性で「3時間～4時間未満」の割合が21.8%、男性の配偶者・パートナーで「1時間～2時間未満」の割合が27.0%、女性の配偶者・パートナーで「ほとんどない」の割合が42.2%と最も高くなっています。

休日では、男性で「ほとんどない」の割合が20.7%、女性で「5時間以上」の割合が28.2%、男性の配偶者・パートナーで「1時間～2時間未満」の割合が21.0%、女性の配偶者・パートナーで「ほとんどない」の割合が31.2%と最も高くなっています。

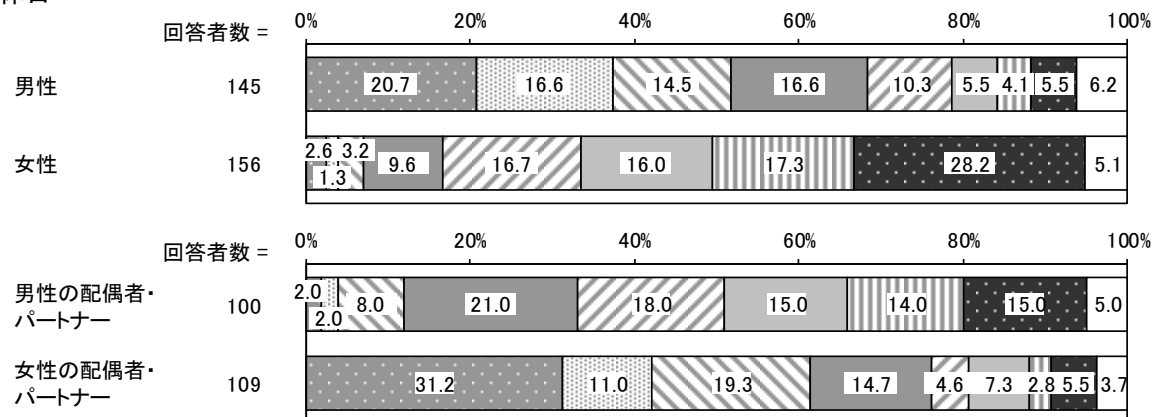
就労をしている人の1日あたりの「家事」・「育児」・「介護」の時間



① 平日

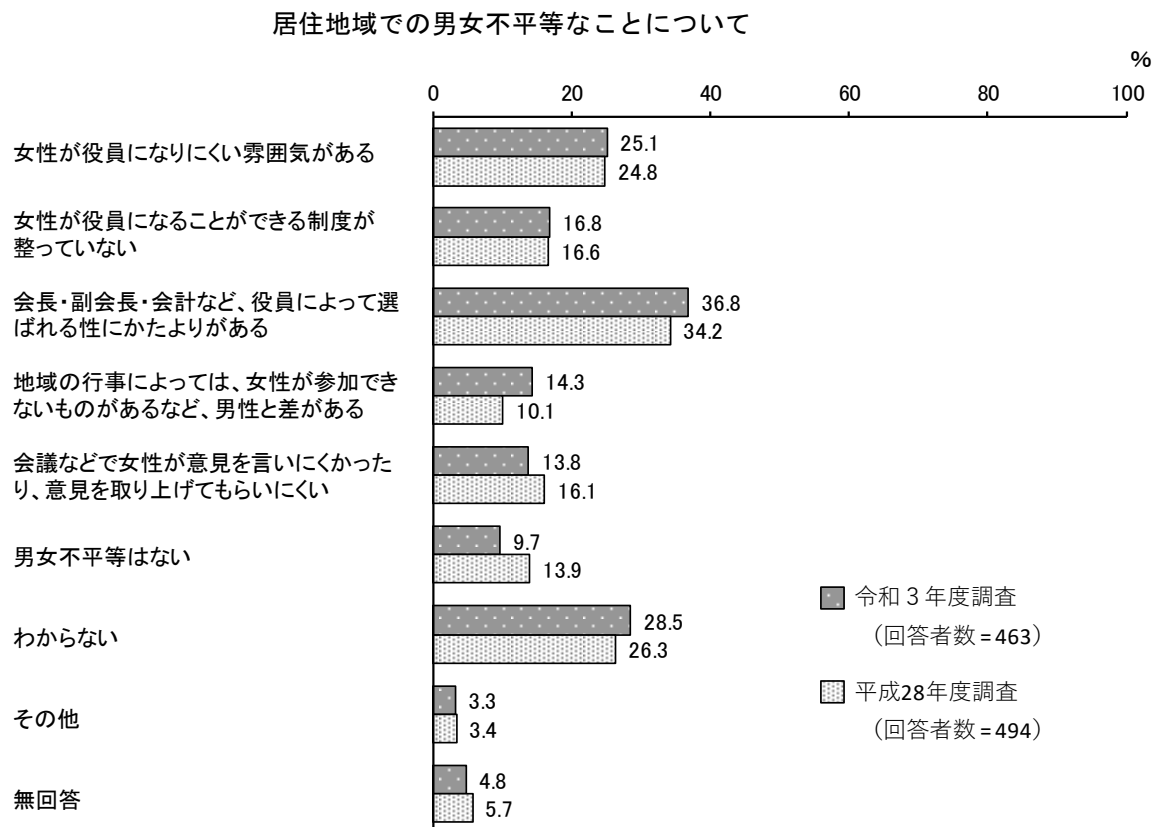


② 休日



⑥ 居住地域での男女不平等なことについて

「会長・副会長・会計など、役員によって選ばれる性にかたよりがある」の割合が36.8%で最も高く、次いで「わからない」の割合が28.5%、「女性が役員になりにくい雰囲気がある」の割合が25.1%となり、前回調査と同様の結果となりました。



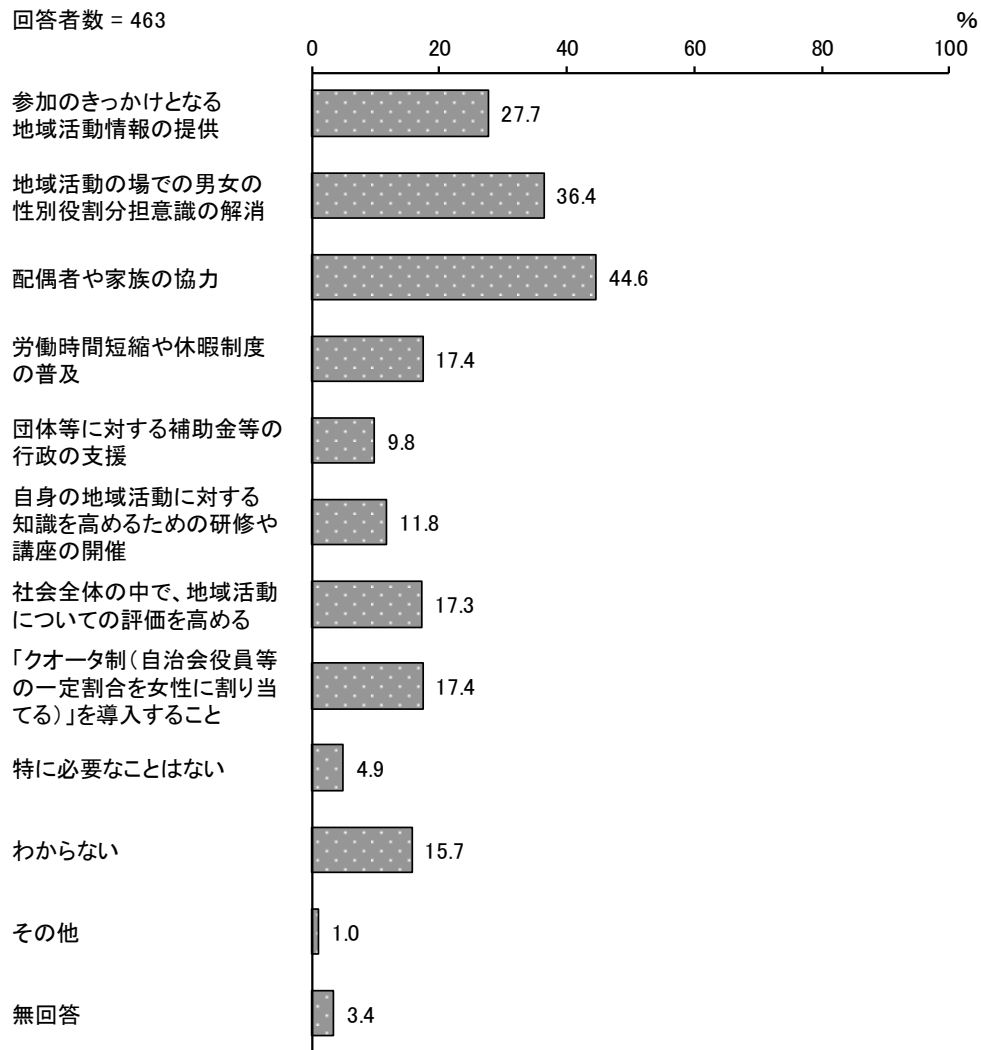
⑦ 地域活動における男女共同参画を進めていくために必要なことについて

「配偶者や家族の協力」の割合が44.6%で最も高く、次いで「地域活動の場での男女の性別役割分担意識の解消」の割合が36.4%、「参加のきっかけとなる地域活動情報の提供」の割合が27.7%となっています。

地域活動等への参画には、配偶者や家族など周囲の協力のほか、女性自身の意識改革や誰もが参画しやすい体制づくりを考えていくことが必要です。

地域活動における男女共同参画を進めていくために必要なことについて

回答者数 = 463



事業所意識調査

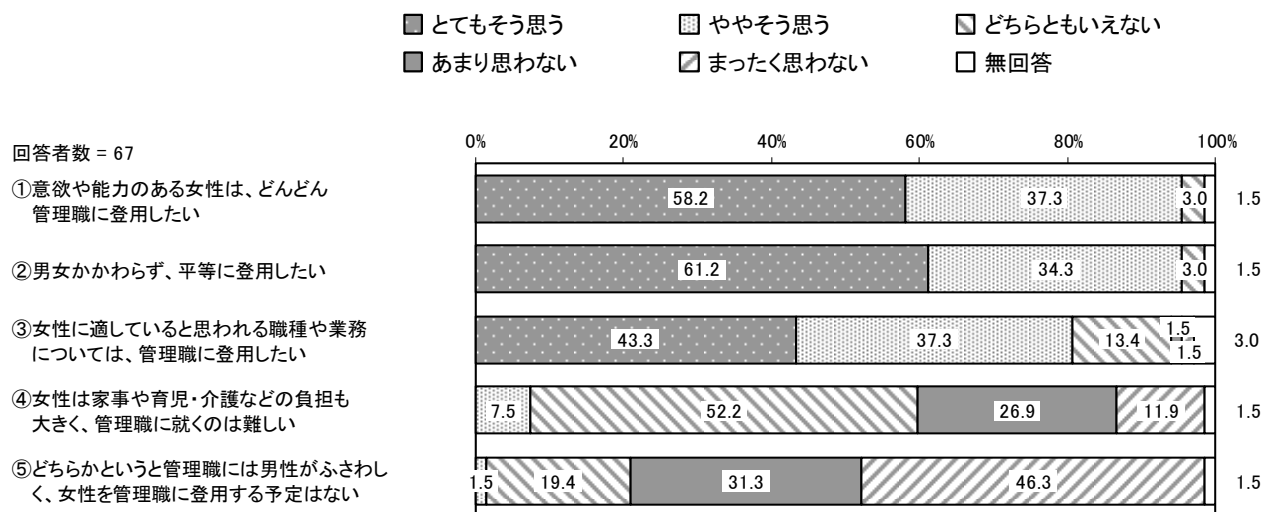
① 女性の管理職登用についての考え方

女性の管理職登用について、「とてもそう思う」や「ややそう思う」と合わせた“そう思う”の割合は、「意欲や能力のある女性は、どんどん管理職に登用したい」が95.5%、「男女かわからず、平等に登用したい」が95.5%で最も高く、次いで、「女性に適していると思われる職種や業務については、管理職に登用したい」が80.6%となっています。

また、「どちらかという和管理職には男性がふさわしく、女性を管理職に登用する予定はない」については、「あまり思わない」や「まったく思わない」を合わせた“思わない”の割合が77.6%となっており、女性の管理職登用に対して、積極的に考える事業所が多い結果となっています。

一方、「女性は家事や育児・介護などの負担も大きく、管理職に就くのは難しい」では、“思わない”の回答（38.8%）よりも、「どちらとも言えない」の割合が52.2%と高くなっており、仕事と家事等の両立が管理職に就く上での支障となっていると感じている事業所が約半数あります。

女性の管理職登用についての考え方



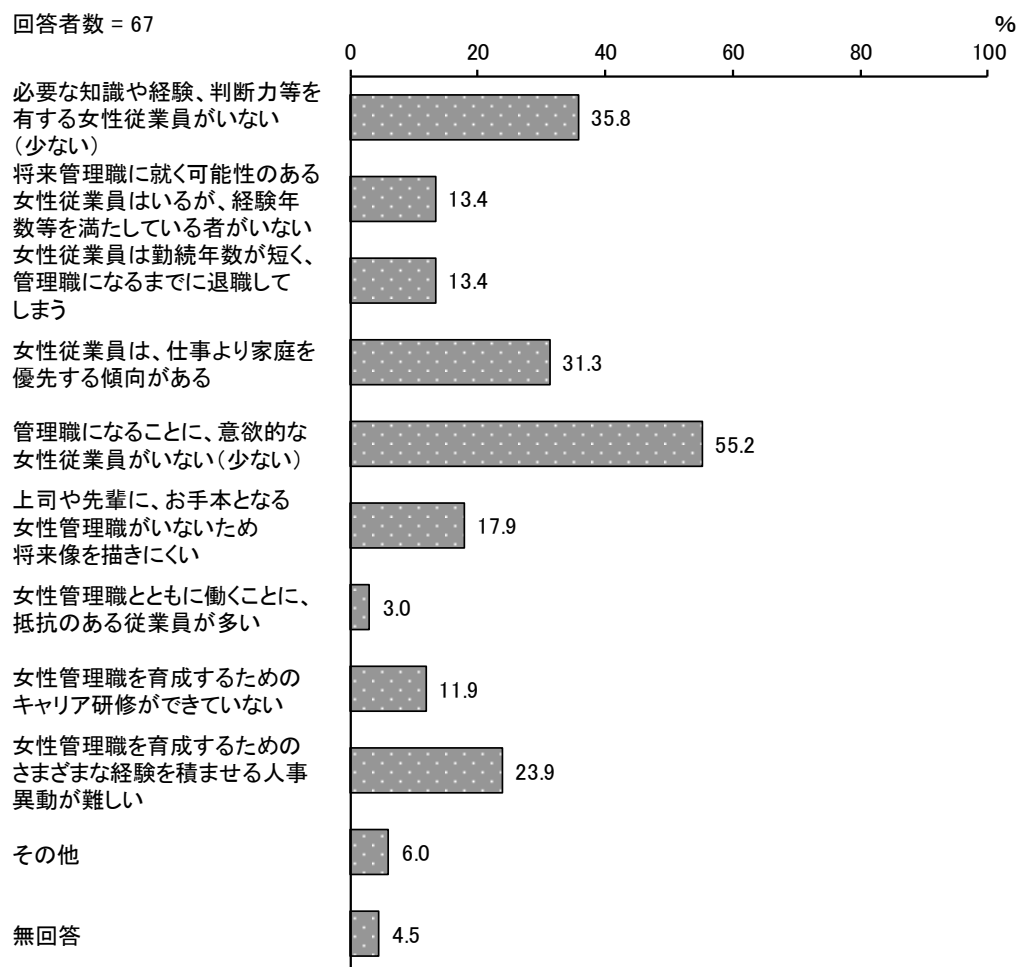
② 女性の管理職登用の推進にあたっての課題について

女性の管理職登用を推進するにあたっての課題については、「管理職になることに、意欲的な女性従業員がいない(少ない)」の割合が55.2%で最も高く、次いで「必要な知識や経験、判断力等を有する女性従業員がいない(少ない)」が35.8%となり、女性の意欲や能力に関する回答が高くなっています。

また、「女性従業員は、仕事より家庭を優先する傾向がある」の割合が31.3%となっています。

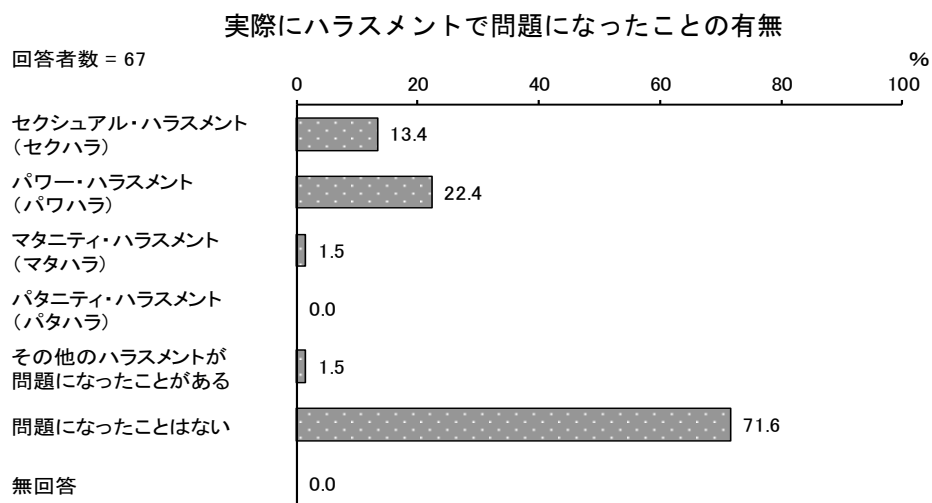
女性の管理職登用の推進にあたっての課題について

回答者数 = 67



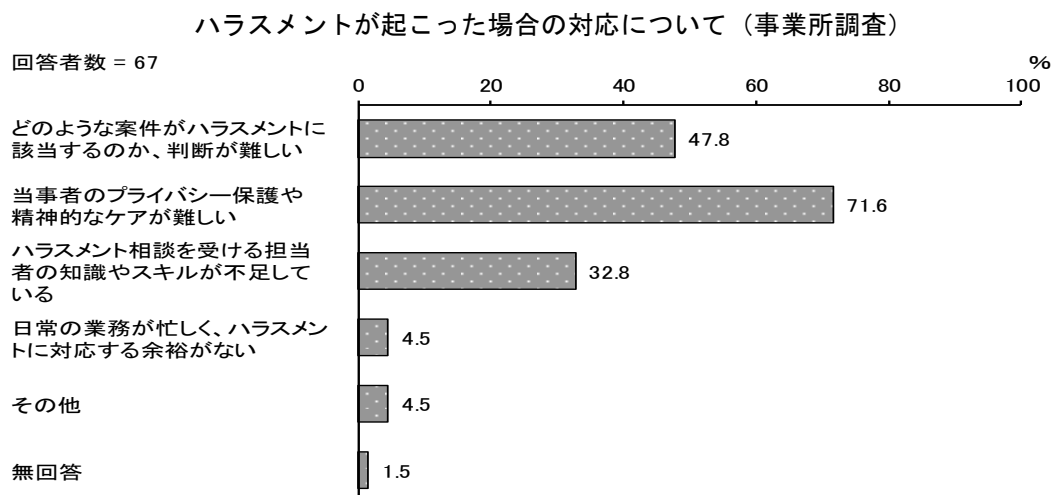
③ 実際にハラスメントで問題になったことの有無

ハラスメントが問題になったことの有無について、71.6%の事業所が「問題になったことがない」と回答しています。一方、何らかの「ハラスメントが問題になったことがある」と回答した割合の合計(複数回答)は、38.8%となり、内訳は、「パワー・ハラスメント(パワハラ)」の割合が22.4%で最も高く、次いで、「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」の割合が13.4%、「マタニティ・ハラスメント(マタハラ)」と「その他のハラスメント」の割合が1.5%となっています。



④ ハラスメントが起こった場合の対応について

ハラスメントが起こった場合に対応として難しいと感じることについて、「当事者のプライバシー保護や精神的なケアが難しい」が71.6%で最も高く、次いで「どのような案件がハラスメントに該当するのか、判断が難しい」が47.8%、「ハラスメント相談を受ける担当者の知識やスキルが不足している」が32.8%となっており、当事者のプライバシー保護や精神的なケア、ハラスメントの判断などが難しいと感じています。



(4) 第3次計画の成果

第3次計画の計画期間である平成30年度から令和4年度の5年間の間に、条例を制定し、男女共同参画社会づくりの拠点となる丹波市男女共同参画センターを開設、また、丹波市配偶者暴力相談支援センターの設置など、男女共同参画社会を築く上での環境を整えることができました。また、毎年度の施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、公表してきました。

第3次計画の取組に対する成果を評価するため、基本目標に則した数値目標を22設定しました。このうち、目標値に達したものは1指標(4.5%)、目標値には達していませんが、計画開始時と比較して向上しているのが14指標(63.6%)、計画開始時と変わっていないものが1指標(4.5%)、計画開始時と比較して低下しているのが6指標(27.2%)という結果になっており、男女共同参画社会の実現に向けて、さらなる取組が必要です。

◎・・・目標値に達した

○・・・目標値に達していないが、計画開始時と比較して向上

△・・・計画開始時と同等

×・・・計画開始時と比較して低下

基本目標	NO	項目	第3次策定時数値 (平成28年度)	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)	評価
1 男女共同参画社会 の実現に向けた基 盤づくり	1	社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合	13.4%	10.0%	30.0%	×
	2	固定的性別役割分担に「反対」、「どちらかといえば反対」と考える人の割合	54.1%	50.3%	60.0%	×
	3	男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	14.1%	13.0%	30.0%	×
	4	学校管理職に占める女性管理職の割合	10.3%	13.8%	22.0% (R7)	○
2 あらゆる分野において男女がともに 活躍できる社会づくり	5	男女共同参画センターの名称も機能も知っている人の割合	—	22.1%	30.0%	○
	6	女性の活躍推進に関する協定締結事業所数	10事業所 (H29)	58事業所	60事業所	○
	7	審議会等委員の女性割合	25.1% (H29)	28.5%	35.0%	○
	8	女性農業委員数	1人 (H29)	1人	3人	△
	9	市役所職員の女性管理職割合	9.4% (H29)	12.4%	15.3%	○
	10	男女共同参画センター登録団体数	—	3団体	30団体	○
	11	自治会などの地域活動の場で「男女平等」になっていると考える人の割合	16.7%	19.7%	30.0%	○

基本目標	NO	項目	第3次 策定時数値 (平成28年度)	直近の 現状値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)	評価
3 仕事と生活の調和が 図れる環境づくり	12	ワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っているとする人の割合	14.8%	20.6%	40.0%	○
	13	ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人の割合	50.9%	55.0%	60.0%	○
	14	週労働時間60時間以上の労働者の割合	11.1%	2.6%	5.0%	◎
	15	市役所における男性育児休業取得率	0%	8.2%	10.0%	○
	16	市の子育て支援施策や子育て環境に満足している人の割合	33.5%	44.5%	55.0%	○
4 健康やかに安心して暮らせる社会づくり	17	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	47.0%	25.2%	70.0%	×
	18	DVを「言葉も内容も知っている」とする人の割合	69.2%	59.0%	80.0%	×
	19	住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている人の割合	28.9%	35.9%	42.0%	○
	20	子宮頸がん検診受診率（20～69才までを対象）	20.0%	16.9%	50.0% (R7)	×
	21	乳がん検診受診率（40～69才までを対象）	14.4%	20.6%	60.0% (R7)	○
	22	女性消防団員数	10人 (H29)	12人	15人	○

（５）課題のまとめ

市民意識調査や事業所意識調査の結果や第3次計画の成果、また、市民団体ヒアリングや市民ワークショップの結果を踏まえ、以下のとおり、基本目標ごとの課題をまとめました。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

① 性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行などの見直し

- ・男女共同参画に関する様々な取組が社会全体で進められているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至っていない。長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っているため、あらゆる機会を通じた広報・啓発や関連資料の充実を図る必要がある。
- ・男女共同参画は、女性の課題と捉えられがちであるが、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。男女共同参画社会は、男性にとっても生活しやすい社会であり、男性の多様な生き方にもつながることから、男性に対する積極的な働きかけをする必要がある。

② 男女共同参画に関する教育の充実

- ・男女平等の価値観や意識は、幼少期からの生活や教育に影響され、その後の生育環境や他者との関わりなどから形づくられ固定化されることから、ライフステージの全ての段階を通じ、多様性を認め合い人権を尊重する意識の醸成や男女平等を培う教育の充実に取り組む必要がある。

③ 市民、事業所、団体等との連携、協働による取組の推進

- ・男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく、市民や団体、事業者などの主体的な取組が必要なことから、男女共同参画の推進に向けた活動支援や情報提供のほか、連携・協働による取組を推進させる必要がある。

基本目標２ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

① 働く場における女性活躍の推進

- ・性別による役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮できるように、男女共同参画の視点を一層広げていく取組を進める必要がある。
- ・女性のキャリア形成を支援することや働く上で必要な労働法等の情報提供を行う必要がある。また就労に向けての情報や知識を得て、働き方について考えることができる機会の提供を行う必要がある。
- ・女性がライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方ができるような事業所への環境整備の働きかけや女性活躍を推進する事業主を支援する必要がある。

② 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

- ・政策・方針決定の過程への女性の参画が進むことは、多様な価値観や意見を取り入れ実現につながることから、市の審議会等委員への女性の登用を進めるとともに、様々な場における女性の登用や意思決定過程への女性の参画を進める必要がある。

③ 地域社会における男女共同参画の促進

- ・性別役割分担意識などが地域活動で男女不平等を生じさせている要因となっており、女性の参画を促進させることができる環境づくりを進める必要がある。

基本目標３ 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

① ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・働きたいと望む人が、仕事と子育て・介護・地域活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、能力を十分に発揮できるよう、多様で柔軟な働き方の実現を図る必要がある。
- ・男性の家事、育児、介護などへの参画を進めるため、育児・介護休業法などの周知や意識改革に取り組む必要がある。
- ・子育てをしながらでも安心して就業できる子育て支援の充実など、職業生活と家庭生活の両立をはかるための環境整備を進める必要がある。
- ・長時間労働の削減やテレワークなどの多様で柔軟な働き方の普及を図る必要がある。

基本目標４ 健やかに安心して暮らせる社会づくり

① DVや各種ハラスメントの防止に向けた取組と被害者支援

- ・DVをはじめ、各種ハラスメントは、個人の尊厳に関わる重大な人権侵害であり、その防止や根絶は男女共同参画社会の実現にとって必ず達成しなければならない重要な課題であるため、DVや各種ハラスメント防止に向けた啓発と被害者の支援を充実させる必要がある。
- ・DVを受けた人の中で相談をしなかった割合が、65.4%となっているため、丹波市配偶者暴力相談支援センターの周知と相談しやすい環境づくりを進める必要がある。

② 生涯を通じた健康づくり支援

- ・生涯を通じて心も身体も健康に過ごすことができるよう、あらゆるステージに応じた、心身両面での健康づくりを支援していく必要がある。

③ 貧困など困難を抱える女性等の生活や就労支援

- ・貧困などの生活上の困難を抱えている方やひとり親世帯などが、孤立しないための支援を進める必要がある。

④ 防災分野における男女共同参画の推進

- ・地域防災活動や避難所運営に女性や障がい者、子どもなどの視点が入りにくい現状があるため、男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発を行う必要がある。

(6) 第4次計画の方向性

第3次計画の課題や市民意識調査等の結果を踏まえて、第4次計画では、(1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革をすること(2) あらゆる分野において男女が参画するためには、仕事と家庭、地域活動などが密接に関係すること(3) 誰一人取り残されない男女共同参画社会を実現すること、以上、3点に焦点を合わせ、3つの基本目標を設定しました。

第3次計画		第4次計画	
基本目標	次期計画に向けた課題	重点事項	(新) 基本目標
1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	- 性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行などの見直し - 男女共同参画に関する教育の充実 - 市民、事業所、団体等との連携、協働による取組の推進	- 固定的な性別役割分担意識の解消 - 人権意識の高揚 - 男女共同参画に対する意識が定着するよう、あらゆる機会を通じた啓発や広報 - 学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実 - 男女共同参画センターを核とした、相談業務や講座の開催、情報提供	1 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消
2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	- 働く場における女性活躍の推進 - 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 - 地域社会における男女共同参画の促進	性別による役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮する	2 あらゆる分野における参画と多様な生き方や働き方の推進
3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	- 多様で柔軟な働き方 - 男性の家事、育児、介護への参画 - 子育てをしながら働くことができる環境	- 家庭生活における男女共同参画の促進 - 地域や職場において多様性を尊重する環境の整備 - 男性の育児休業の取得促進 - ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発や環境整備	
4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	- DVや各種ハラスメントの防止に向けた取組と被害者支援 - 生涯を通じた健康づくり支援 - 貧困など困難を抱える女性等の生活や就労支援 - 防災分野における男女共同参画の推進	- 女性に対するあらゆる暴力の根絶 - 誰一人取り残さないためのつながりや支援体制 - 地域防災活動における男女共同参画の視点	3 だれもが安心して暮らすことができる地域社会の実現

1 基本理念

第3次計画の策定後、2019（令和3）年4月に制定した条例では、男女共同参画を推進する上で7つの基本となる考え方を基本理念として定めています。また、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進していくためには、市、市民、事業者、団体等の協働が必要であるとして、それぞれの責務も定めています。

本計画では、条例の基本理念に基づき、多様な主体と協働して施策を推進します。

【丹波市男女共同参画推進条例の基本理念】

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会を確保していきましょう。

② 社会制度・慣行が及ぼす影響への配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

③ 方針の立案及び決定への共同参画

男女が社会のあらゆる分野において、方針の立案、決定に共同して参画できるようにしましょう。

④ 家庭生活における活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活での活動と地域や職場などでの活動とを両立できるようにしていきましょう。

⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等について個人の意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活ができるように配慮していきましょう。

⑥ 市民等の協働

市民等が男女共同参画を推進するための活動に自発的・自主的に参画するとともに、協働して取り組みましょう。

⑦ 国際的協調

男女共同参画は、国際的な取組と連携・協力して推進しましょう。



【みんなで取り組んでいきましょう】



2 / S D G s を踏まえた計画策定

持続可能な開発目標（SDGs）では「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」という共通理念を掲げています。このSDGs 5つめのゴールとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、政治や経済、社会のなかでの男女共同参画の実現や、すべての女性の能力を伸ばし、可能性を広げることが謳われています。

本市の男女共同参画の推進は、国際的な取組と連携・協力して推進することとしており、SDGs を踏まえた計画を策定します

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう 生活困窮者、ひきこもり、ヤングケアラーなどの複合化・複雑化した困難な課題や女性特有の課題を抱えた人への支援を行います。
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を 自分の身体に関することを自分で決め、望まない妊娠を防ぐことができるようにすることは、女性の健康と権利を守るためにとても重要です。また、男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、お互いの身体的な性を正しく理解することが求められています。
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに 性別にとらわれずジェンダー平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの教育が重要です。それぞれの個性と能力を十分に発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校における教育の推進が求められています。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
8 働きがいも経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も 職場でセクハラを受けたり妊娠や子育てを理由に嫌がらせを受けないようにすることや、女性と男性の給料の格差をなくすことが重要です。
11 住み続けられるまちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 地域の中での孤立を防ぎ、市民誰もが安心して暮らすことができるよう、相談体制を整えるとともに、地域活動への参画を通じたつながりづくりが重要です。また、防災分野において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営体制を推進が求められています。
16 平和と公正をすべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 女性に対する暴力は人権侵害であり、決して許されません。被害女性を身体的・精神的に傷つけ、安心して生活することが難しくなってしまいます。そのため、相談窓口の周知や関係機関、庁内各課との連携による被害者の保護、自立に向けた支援が必要です。
17 パートナースhipで目標を達成しよう 	17. パートナースhipで目標を達成しよう 職場や教育現場におけるあらゆるハラスメントも重大な人権侵害であることから事業者や市民とともに取り組んでいくことが重要です。事業者や市民に対する啓発活動が必要です。

3 めざすまちの姿

社会通年や慣習により作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に作られた性」（ジェンダー）と言います。

男女共同参画社会を実現するためには、ジェンダーに基づく役割や無意識のうちにとらわれている固定観念や偏見によって制限されるということがない社会、一人ひとりの個性と能力が発揮できるジェンダー平等の社会をめざすことが重要です。

市民、事業者、市民団体、教育関係者などとともに男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、10年後の丹波市が、「一人ひとりが個性と持てる力が発揮でき、性別にかかわらず誰もが住み慣れた丹波市で暮らし続けることができる、また、丹波市で住みたいという人が増える、ジェンダー平等のまち」となることをめざします。

めざす 10 年後の丹波市の姿

一人ひとりが個性と持てる力が発揮できる
ジェンダー平等のまち
～大好きな丹波で暮らし続けられるために～

4 基本目標

本計画の基本理念、めざすまちの姿に基づき、3つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

誰もが、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、性別にかかわらず多様な生き方を選択し、お互いを尊重し認め合う意識の醸成をめざします。

また、子どもの時からのジェンダー平等の意識づけが重要であり、家庭や学校でのジェンダー平等教育を充実していくとともに、家庭・地域・職場などのあらゆる場における学習機会の充実をめざします。

（２）あらゆる分野における参画と多様な生き方や働き方の推進 ―●

性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、将来にわたり持続可能な社会を構築するため、多様な働き方を選択するための情報を周知し、広報・啓発を充実します。あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、職場における女性の参画拡大について働きかけます。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、長時間労働の是正や男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組むとともに、男性の家事・育児、介護等への参画を促します。さらに、長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方の取組により、ワーク・ライフ・バランスのさらなる実現をめざします。

（３）だれもが安心して暮らすことができる地域社会の実現 ―――●

生涯にわたり心豊かな暮らしを実践するために、性差に応じた健康課題に対応できるよう健康づくりや介護予防についての正しい知識を普及し、健康支援をめざします。

また、重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）等に対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、相談窓口の周知などDV等被害者が相談しやすい体制づくりの構築や関係機関との連携強化による適切な支援など被害者の早期発見・早期対応と自立支援をめざします。

さらに、男女共同参画の視点から、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談や各種支援サービス等の環境整備を行うとともに、多様な困難を抱える人々が安心して暮らせる支援体制の構築をめざします。

5 / 体系

〔 基本理念 〕

〔 めざすまちの姿 〕

〔 基本目標 〕

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会制度・慣行が及ぼす影響への配慮
- 3 方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 5 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6 市民等の協働
- 7 国際的協調

一人ひとりが個性と持てる力が発揮できるジェンダー平等のまち
～ 大好きな丹波で暮らし続けられるために ～

- 1 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

- 2 あらゆる分野における参画と多様な生き方や働き方の推進

- 3 だれもが安心して暮らすことができる地域社会の実現

〔 基本方針 〕

〔 推進項目 〕

(1) 男女共同参画に対する意識の定着

- ①広報・啓発の実施
- ②市民主体の啓発活動の推進

(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育・学習の推進

- ①学校等における男女平等教育の推進
- ②男女共同参画に関する多様な生涯学習の機会の提供

(1) 誰もが働きやすく働きがいのある職場づくり

- ①男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進
- ②ワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 女性の社会活動への参画促進

- ①政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ②女性能力発揮に対する支援

(3) 家庭・地域における男女共同参画の調和

- ①男女が共に参画する地域づくりの支援
- ②男性の家事・育児・介護への参画促進
- ③多様な働き方に対する支援

(1) あらゆる暴力の防止と根絶

- ①あらゆる暴力への対策の推進
- ②ハラスメント対策の推進

(2) 生涯にわたる健康づくり

- ①男女の心身の健康保持・増進への支援
- ②妊娠・出産・子育てに関する支援

(3) 安全安心な暮らしのための環境づくり

- ①誰一人取り残さないための支援
- ②性的マイノリティに関する理解の促進
- ③男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進



基本目標 1 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

基本方針 1 男女共同参画に対する意識の定着

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組めます。

個人の働き方や暮らし方の障壁となっている慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を解消し、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮するため、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

推進項目

①男女共同参画センターを中心とした広報・啓発の実施

施策・取組	内容	担当課
あらゆる機会を通じた意識啓発（広報・啓発）	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画に関する広報・啓発を行います。 広報紙やホームページ、男女共同参画センターだよりにより男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の理解促進を図ります。	人権啓発センター
各種教育機関への情報提供	市内の小・中学校や高等学校、認定こども園など、生徒や子どもに関わる人たちへ男女共同参画に関する資料などの情報提供を行い、意識啓発を行います。	人権啓発センター 関係課
男女共同参画に関する図書・資料の収集と情報提供	男女共同参画に関わる図書を購入し、市民に男女共同参画に関する学習情報の提供を行います。 男女共同参画センターと中央図書館の連携により、男女共同参画週間等において市民プラザや図書館館内に関連資料を集めた特集コーナーを設置し、啓発を行います。	人権啓発センター 中央図書館

施策・取組	内容	担当課
市職員の男女共同参画に関する理解の促進	男女共同参画に関する研修や情報を提供し、市職員の男女共同参画に関する理解の促進を図ります。	人権啓発センター

②市民主体の啓発活動の推進

施策・取組	内容	担当課
地域や事業所における学習の機会の提供	地域や事業者が主体となつて行われる男女共同参画に関する学習の機会に対して、男女共同参画に関する資料の提供や講師の紹介、男女共同参画センターの出前講座を通じて、市民の活動を支援します。	人権啓発センター
自治会等における男女共同参画推進のための支援	自治会の男女共同参画推進員の活動を支援するため、活動事例の紹介や情報提供を行います。 自治会等が取り組む男女共同参画の啓発、学習、活動に対して、補助金を交付するとともに、講師の紹介や学習資料を提供します。	人権啓発センター

基本方針 2 男女共同参画に関する教育や学習の推進

ジェンダー平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校における男女共同参画に関する教育を推進します。

さらに、固定的な性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を大切にする生涯学習の充実を図ります。

推進項目

①学校等における男女平等教育の推進

施策・取組	内容	担当課
道徳教育、人権教育の充実	小中学校の道徳の時間に読み物教材等を活用し、お互いを認め合い、個性や能力を発揮できる生き方についての教育を推進します。	学校教育課
自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するキャリア教育の推進	道徳、トライやる・ウィーク、進路指導、アントレプレナーシップ教育、ふるさとへの誇りと愛着を育む教育に係る丹波市中高連携事業等様々な活動や人との関わりの中で、性別にとらわれず自らの個性と能力を発揮することを大切にしたキャリア教育を推進します。	学校教育課

施策・取組	内容	担当課
学校におけるデートDV防止授業の実施	中学生を対象にデートDVについての理解を深める授業を行います。	学校教育課
教職員に対する研修の充実	人権課題をテーマにした研修を行い、自らの考えや行動を振り返り人権についての自身の考えを見つめ直すとともに今後の教育活動に活かせる研修会を実施します。また、教職員の働き方の見直しを進める中で、男女共同参画意識の高揚に努めます。	学校教育課

②男女共同参画に関する多様な生涯学習の機会の提供

施策・取組	内容	担当課
男女共同参画センターを中心とした各種研修会や講座の開催	固定的な性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランスや女性のエンパワーメントなどあらゆる視点から男女共同参画の意識を浸透させるため、男女共同参画研修会や講座等を開催します。	人権啓発センター
家庭教育や地域の学びの場における男女共同参画学習	子どもの頃からの男女共同参画教育をはじめ、市民それぞれのライフステージに応じた学びの機会に男女共同参画の視点を取り入れます。	人権啓発センター 関係課

【市民の取組】

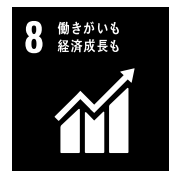
- 男女平等について話し合う機会をもちましょう。
- 男女平等や共同参画に関する講座や行事などに積極的に参加し、学んだことを実践しましょう。
- ジェンダーについて正しい知識を身に着けましょう。

【地域の取組】

- 市の出前講座を活用し、地域の中で男女共同参画について学習する機会を持ちましょう。

【事業所の取組】

- 男女共同参画について、事業所内で啓発しましょう。
- 過度な性や暴力に関する表現を商品化したり、販売などをしたりしないようにしましょう。



基本目標 2 あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進

基本方針 1 誰もが働きやすく働きがいのある職場づくり

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知します。また、事業所においてワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行い、性別にかかわらず、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

推進項目

①男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進

施策・取組	内容	担当課
雇用の場における男女平等の推進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知・啓発を行います。	商工振興課
入札参加資格審査における「男女共同参画」加点制度の周知徹底	兵庫県と「男女共同参画社会づくり協定」を締結している事業所に加点を行い、男女共同参画の推進を図ります。	入札検査室
女性の職業生活における活躍支援	国の両立支援の制度を活用し、働きやすい労働環境を推進するため、制度利用の際の手続き費用を支援します。【女性活躍推進のための両立支援助成金】	商工振興課
	女性の職業生活における活躍の推進に取り組む市内中小企業者が行う社内の制度改善業務、意識改革研修等に要する経費の一部を補助します。【女性活躍推進助成金】	
	女性従業員を対象とした職業訓練や技能講習、従業員の技術、能力の向上を図る取組にかかる経費やメンタルヘルス研修やモチベーション向上等の社内研修における講師招へいに要する経費を補助します。【雇用維持安定支援事業補助金】	
女性職員の職域の拡大と労働環境の整備	多様な職域機会を付与するとともに女性職員が働きやすい職場環境を整備します。	職員課 消防総務課

②ワーク・ライフ・バランスの推進

施策・取組	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス推進に向けた広報・啓発	広報紙やホームページを活用し、働き方の見直しやライフスタイルの充実に向けた広報・啓発活動を行うとともに、商工会やハローワークなど関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について周知します。	商工振興課 人権啓発センター
育児・介護休業制度の取得促進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、育児や介護休業が取得しやすい職場環境づくりの創出に向け、関係団体の広報媒体や周知の機会を利用した啓発を行います。	商工振興課

基本方針2 女性の社会活動への参画拡大

審議会等の委員への女性登用により、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進を行います。

また、女性の起業や再就職などの就労支援や農業、スポーツなど様々な分野において、女性の能力が十分に発揮できるよう支援を行います。

推進項目

①政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策・取組	内容	担当課
行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進	女性委員のいない審議会等を解消し、審議会等の委員への女性登用を積極的に推進します。	人権啓発センター 関係課
	丹波市役所に働く女性職員が仕事と家庭の両立に不安を感じることをないよう必要な環境整備を図るため、長時間勤務の是正などの働き方改革に取り組みます。 また、意識改革や能力開発を図るために、女性リーダーのためのキャリア形成研修への派遣や管理職になるためのモチベーションの向上や働き続けることへの意欲を向上させるための女性ステップアップ研修を実施します。【特定事業主行動計画による取組の推進】	職員課
	幅広い意見を学校運営に取り入れるため、女性の積極的な管理職試験の受験促進に努めます。	学校教育課

施策・取組	内容	担当課
事業所における女性の参画促進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、事業所に対して男女共同参画に関する情報提供や女性登用の先進事例の紹介を行います。	商工振興課
地域、防災分野への女性の参画促進	地域農業の活性化のために女性が活躍できる環境づくりを進め、農業委員会への女性参画を促進します。	農業委員会事務局 農林振興課
	自治会や自治協議会などの地域における意思決定、方針決定を行う過程への女性の参画拡大を促します。	市民活動課 人権啓発センター
	防災会議や地域組織への女性委員の登用を促進し、防災に関する施策に多様な意見が反映されるよう努めます。	くらしの安全課

②女性の能力発揮に対する支援

施策・取組	内容	担当課
就職を希望する女性への情報提供と就業支援	丹（まごころ）ワークサポートたんばにおいて、あらゆる就職希望者に対し相談やセミナー、情報提供など、ワンストップサービスで支援します。	商工振興課
継続就業を可能とする支援の充実	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、育児・介護休業法に基づく制度の整備等について周知・啓発を行います。女性の職業生活における活躍の推進に取り組む市内中小企業等が行う社内の制度改善業務、意識改革研修等に要する経費の一部を補助します。	商工振興課
起業希望者に対する支援の充実	起業を希望する女性に対して、店舗の賃料や販売促進に係る費用の一部を補助します。また、起業家支援窓口「Biz ステーションたんば」において、起業や第二創業に向けたセミナーの開催、専門家による相談、アドバイスの実施や起業後のフォローアップを行います。	商工振興課
女性農業者等の活動支援	丹波市の女性農業者組織等と連携し、女性農業者同士の繋がり形成や、女性農業者の育成、経営への参画促進等を図り、女性の活躍を支援します。	農林振興課
スポーツ分野での活動支援	女子野球をはじめとする、様々なスポーツにおける女性の参画を促進するための取組を行います。	文化・スポーツ課 人権啓発センター
女性リーダーの育成とネットワークづくりの推進	女性リーダー育成のノウハウや人脈等を有する民間団体との連携などにより、セミナーの開催やロールモデルの紹介など学習機会を提供し、女性リーダーの育成に取り組めます。また、様々な分野で活動する女性やグループのネットワークづくりを行います。	人権啓発センター 関係課

基本方針 3 家庭・地域における男女共同参画の促進

地域において、性別や年齢等を超えて、全ての人が喜びや責任を分かちつつ、男女共同参画の視点を持った活動ができるよう支援します。

また、家事・育児・介護等の家庭生活への男性の参画を推進するため、男女共同参画の趣旨や意義についての理解促進や意識改革を図ります。

さらに、仕事と家事、育児、介護との両立ができる環境が整備されるように、多様な子育て支援、介護サービスの充実を図るとともに、各種制度やサービスについて情報提供を行います。

推進項目

①男女が共に参画する地域づくりの支援

施策・取組	内容	担当課
多様な主体による市民参画促進	性別や年齢に関わらず、多様な主体による市民活動への参画を促進します。	市民活動課
市民活動支援センターの利用促進	生涯学習、市民活動、地域づくり活動の総合的な支援を行う市民活動支援センターにおける市民の参画によるまちづくりを進めます。	市民活動課
誰もがいつでも身近な活動拠点施設の整備促進	自治公民館活動や地域づくり活動の推進を図るため、活動拠点施設の整備を支援します。	市民活動課
高齢者の自立、生きがいづくりの推進	いきいき百歳体操サポーター活動による社会参加活動や高齢者の生活援助を行う有償ボランティア（くらし応援隊）の養成など、生活支援の担い手となる高齢者を支援し、生きがいづくりを推進します。	介護保険課

②男性の家事・育児・介護への参画促進

施策・取組	内容	担当課
男性の家事・育児・介護への参画に向けた学習の機会と広報啓発	あらゆる世代の男性を対象に、家事や育児、介護に関する学習の機会や情報を提供します。 広報紙やホームページなどを活用して、男性の家事や育児、介護への参画促進を図ります。	人権啓発センター 関係課
介護人材の発掘、育成支援	市民を対象とした、基本的な介護の知識や技能を学ぶ介護入門研修を開催し、地域や家庭などの在宅介護に関わることができる人材を育成します。特に、男性に対して、介護に対する理解と支える側への参入を促します。	介護保険課

施策・取組	内容	担当課
改正次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画による取組の推進	仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。また、「ノー残業デー」の実施徹底と管理職のマネジメント力の向上を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。	職員課

③多様な働き方に対する支援

施策・取組	内容	担当課
多様な働き方に関する情報提供と学習の機会の提供	フレックスタイム制度やテレワーク等の多様で柔軟な働き方を導入している事業所の取組紹介などの情報提供を行います。また、子育て中の女性等を対象に在宅ワークや起業等に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催します。	商工振興課 人権啓発センター
多様な働き方を支える介護環境の整備	地域包括支援センターを中心に高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、介護だけでなく、高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつなぐ等の総合相談・支援を行います。 認知症の高齢者等を介護している家族や介護経験のある方等を対象に、認知症介護者のつどい「ほっと」を開催します。	介護保険課
多様な働き方を支える子育て環境の整備	認定こども園等において延長保育・一時保育・病児保育・特別支援保育などを実施し、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。 保護者が就労などにより、放課後等の見守りができない小学生を対象に、遊びや集団での活動を通して、児童の健全育成を図るため、アフタースクール事業を実施します。 医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、看護師を配置するための人件費や、安全に受け入れる体制を取るための研修に係る費用を確保します。 園児・児童が疾病等にかかった時に、安心して子育てができる病後児対応型保育事業所の運営を行います。 子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員となり、互いに子育てを助け合うためにファミリー・サポートセンター事業を実施します。 地域の子育て支援拠点である子育て学習センター等において、相談業務や情報提供を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施します。また、教育・保育事業、地域子育て支援事業に関する情報提供や相談業務などの利用者支援事業を実施します。	子育て支援課

【市民の取組】

- 性別や年齢、経験の有無などにかかわらず、自らの能力を高め、やりたいことにチャレンジする気持ちをもちましょう。
- 家事・育児・介護等にかかわる人の負担を軽減しましょう。
- 男性も女性も育児・介護休業制度を利用し、男性も積極的に家事や育児、介護にかかわりましょう。
- 「男は仕事、女は家庭」、「女（男）のくせに」などという考え方を改め、「個人」として、多様な生き方、個性を認め合いましょう。
- 日ごろから、家庭や周囲と男女共同参画について話し合う機会をもちましょう。

【地域の取組】

- 自治会・町内会、PTAなどの地域活動の役員に、積極的に女性を登用しましょう。
- NPOなどの市民公益活動団体の役員に、性別による偏りがない登用をしましょう。
- 自治会・町内会などの地域活動で、「男だから、女だから」という意識にとらわれないよう心がけましょう。
- 男女平等や共同参画に関する講座を企画しましょう。

【事業所の取組】

- 職場における不合理な制度・慣習、年齢や性別により固定化した役割分担意識等に気づき、見直しましょう。
- 男女の均等な雇用や待遇の確保に努めましょう。
- 従業員の能力・キャリアの向上を目的とした研修、資格取得や能力向上の支援制度などを充実させましょう。
- ポジティブ・アクションを進め、その取組を公表しましょう。
- セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの対処方針を規程等で明確化し、防止のための対策を講じましょう。
- 介護や子育てを行う従業員を支援する制度（事業内保育施設の設置、援助制度等の導入、介護・育児休暇の再整備等）と環境づくりに努めましょう。



基本目標 3 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

基本方針 1 あらゆる暴力の防止と根絶

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため啓発を行うとともに、相談窓口の周知や関係機関、庁内各課との連携による被害者の保護、自立に向けた支援を行います。

また、職場や教育現場におけるあらゆるハラスメントも重大な人権侵害であることから事業者や市民に対する啓発活動を進めます。

推進項目

①あらゆる暴力への対策の推進

施策・取組	内容	担当課
丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画の推進	あらゆる暴力の防止と根絶、被害者の保護や自立に向けて、庁内の関係課、県や近隣市町、関係機関等とも相互に連携・協力し、各種施策に取り組みます。	社会福祉課 関係課
暴力の防止に向けた意識啓発	性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等により、DVが行われることがないよう、あらゆる機会を通じて、DVやデートDV防止に関する啓発を行います。	人権啓発センター
中学生を対象としたDV防止の啓発	思春期保健事業を通じて、中学生を対象にデートDVについての理解を深める啓発を行います。	健康課
児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策	育児不安などの身近な子育て相談に対し、家庭児童相談員が、川西こども家庭センターや児童福祉関係者などと連携を図り、個々の子どもや家庭に応じた適切な援助を行うことで児童虐待の防止を図ります。	社会福祉課
	要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関との連携、情報の共有と支援を行います。また、虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図るため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行います。	社会福祉課
	高齢者虐待の防止や早期発見、その他権利擁護のために相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	介護保険課
	障がい者虐待被害者に対し、電話や面接による相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	障がい福祉課

②ハラスメント対策の推進

施策・取組	内容	担当課
各種ハラスメント防止に向けた意識啓発	広報紙やホームページ等を活用し、各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行います。	人権啓発センター 関係課

基本方針 2 生涯にわたる健康づくり

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、お互いの身体的な性差を正しく理解するとともに、ライフステージに応じた心身の状況の変化に対応するため、身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。

推進項目

①男女の心身の健康保持・増進への支援

施策・取組	内容	担当課
健康増進事業の実施	健康たんば 21 に基づき、こころの健康相談や各種健康診査・保健指導等を実施することにより、男女が心身ともに健康で暮らせるよう支援し、健康意識の向上を図ります。	健康課

②妊娠・出産・子育てに関する支援

施策・取組	内容	担当課
子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援	保健師・助産師による母子手帳交付から、地区担当保健師による訪問や乳幼児健診、相談事業を通し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します。	健康課

基本方針 3 安全安心な暮らしのための環境づくり

地域の中での孤立を防ぎ、市民誰もが安心して暮らすことができるよう、相談体制を整えるとともに、地域活動への参画を通じたつながりづくりを行います。

性的マイノリティの人権に対する正しい知識と理解を深めるため、あらゆる機会を通じた啓発を行います。

また、生活困窮者、ひきこもり、ヤングケアラーなどの複合的課題や女性特有の課題を抱えた人への支援を行います。

さらに、地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営体制を推進します。

推進項目

①誰一人取り残さないための支援

施策・取組	内容	担当課
高齢者や障がい者、外国人が安心して暮らせる環境づくり	「高齢者の尊厳保持」の視点に立ち、消費者被害の防止や成年後見などの権利擁護のため、高齢者権利擁護相談を開催します。 認知症の高齢者等が所在不明となった場合に、早期発見ＳＯＳシステムにより高齢者等の早期発見を図ります。	介護保険課
	障がい者やその家族の地域における生活を支援するため、各種福祉サービスの利用相談や介護相談、情報提供などの総合的な相談窓口を開設するとともに障がい者やその家族から相談を受け、問題解決のための助言、指導を行います。	障がい福祉課
	丹波市国際交流協会と連携し、在住外国人が日常生活で抱えている課題の解決に取り組み、在住外国人が地域社会へ参画しやすい環境づくりを進めます。	人権啓発センター
ひとり親家庭の生活の安定・自立に向けた支援	ひとり親家庭の母・父、子どもに対して、母子父子自立支援員が養育費相談、就労支援、福祉資金貸付、教育や生活全般の相談支援を行います。また、養育費の取決めの促進、継続した養育費の履行確保を図るために、経費補助を行います。	社会福祉課
	ひとり親家庭の父母等、児童を養育している人に児童扶養手当を支給することで、生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図ります。	社会福祉課
	ひとり親家庭が必要な時に安心して医療を受けられるよう、医療費給付を行います。	市民課
地域の中での孤立を防ぐための支援	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び保護者に対し、学用品購入費、修学旅行費、給食費等の援助を行います。また、経済的理由により修学困難と認められる高校生又は高等専門学生を対象に奨学金を給付します。	教育総務課
	生活上の様々な課題を抱えている人に対し、寄り添った支援を行うとともに、世帯全体を対象とした包括的な支援体制を整えます。	社会福祉課 関係課

施策・取組	内容	担当課
地域の中での孤立を防ぐための支援	地域での生活課題を相談しあえる「支えあい推進会議」の設置や地域に応じた様々な活動を地域支えあい推進員と共に進めていきます。	介護保険課
	女性のための悩み相談や女性のためのサポート事業を実施し、女性の孤立を防止します。男性のための悩み相談など必要に応じた専門相談窓口へお繋ぎします。	人権啓発センター

②性的マイノリティに関する理解の促進

施策・取組	内容	担当課
性的マイノリティについて理解を深めるための学習の機会と広報・啓発	性的マイノリティについて理解を深めるための講演会やセミナーを開催します。広報紙やホームページ、パンフレットを活用し、多様な性について正しい理解を深めるための広報・啓発を行います。	人権啓発センター
	思春期保健事業を通じて、中学生を対象に性的マイノリティについての理解を深める啓発を行います。	健康課
性的マイノリティに寄り添った支援体制づくり	性的マイノリティの不安や悩みを解消するための相談支援や体制づくりを推進します。	人権啓発センター
学校における性的マイノリティの理解促進	児童生徒、教職員が「多様な性」に対する正しい理解を授業や研修等において深め、児童生徒が安心して生活できる学校づくりを推進します。	学校教育課

③男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

施策・取組	内容	担当課
地域防災活動における男女共同参画の推進	女性消防団員の確保に努めるとともに、女性が地域防災の担い手として参画できるよう、火災予防啓発活動や初期消火訓練を行います。	くらしの安全課
	男性・女性それぞれの視点を活かした地域の防災力の強化を目指し、ひょうご防災リーダーの育成を図ります。	くらしの安全課
男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営	男女の性差によるニーズに配慮した避難所運営に向けて、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や啓発に取り組めます。	くらしの安全課 人権啓発センター

【市民の取組】

- お互いの人権を尊重し、相手を思いやる心をもちましょう。
- あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識をもちましょう。
- DV、性犯罪、デートDVなどについて正しい認識をもちましょう。
- 悩みを一人で抱え込まず、家族や友人、専門家、公的機関等に相談しましょう。
- ライフスタイルや世代に応じた心と体の健康づくりに向けた講座や講演会などに積極的に参加しましょう。
- 性に関する正しい知識をもち、性感染症を予防しましょう。

【地域の取組】

- あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識をもちましょう。
- 身近な地域の間が協力して健康づくりに取り組みましょう。
- 日頃から、あたたかく見守り、声をかけあいましょう。
- ふれあいサロンなどの地域で集える場を増やしましょう。

【事業所の取組】

- DVに関する意識啓発や研修会を実施しましょう。
- 男女それぞれに特有の疾患に関する情報を収集するなど、性差に応じた従業員に対する健康管理に配慮しましょう。

1 庁内推進体制

本計画に位置付けた男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市が所管する各分野にわたっており、これを着実に推進するためには、全庁的な行政課題として庁内のあらゆる部署が意識的に取組むことが必要です。

このため、男女共同参画社会の実現に向けて、施策の総合的な推進を図るため設置した、市長を本部長、部長等を構成員とする「丹波市男女共同参画推進本部」において、施策の推進や進捗管理、情報交換を行い、関係各課のより一層の連携を促します。

また、学識経験者や関係団体員、市民等から構成される「丹波市男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

さらに、毎年度、施策の実施状況を公表し、達成度や進捗状況を把握・評価することで、課題を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげます。

2 関係機関等との連携

男女共同参画の実現に向けた施策は、本市のみならず県、国も主要な課題として取り組んでいます。また、法律や制度などは、国や県の施策に負うものも多くあります。このため、国や県、関係機関等の動向について、広く情報収集を行うとともに、国や県、関係機関等と連携・を図りながら、本計画の推進にあたります。

3 市民・事業者・団体等との協働

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、市民団体、教育関係者の皆さんと互いの自立性を尊重しながら、それぞれの得意分野や特徴を活かし協働して本計画の取組を推進します。

4 丹波市男女共同参画センターの充実

令和元年10月に開設した丹波市男女共同参画センターは、本市の男女共同参画を推進する上で大きな役割を担っています。

より多くの市民が、男女共同参画に関心を持ち、気軽に集い、学びを深める拠点として、男女共同参画社会の実現に向けた以下の事業を主体的に実施するとともに、市内に男女共同参画社会づくりの機運を醸成します。

1. 普及啓発

男女共同参画に対する理解の浸透と意識の定着を図るため、講演会や講座、セミナーを開催します。

2. 人材育成

男女共同参画を推進するためのキーパーソンとなる人材の発掘や育成に努めます。

3. 活動支援・交流支援

男女共同参画の推進に取り組む団体の活動支援や団体・市民相互の交流の促進を図ります。

4. 相談

固定的な性別役割分担意識による慣習などにより、日常生活の中で直面する様々な問題についての相談を受け、問題解決に向けた支援をします。また、必要に応じて、専門の相談機関へのつなぎを行います。

5. 女性の就業支援

就業に関して女性特有の状況がある中、女性が自らの意思に基づいて働き方を選択できるよう、再就職や継続就労、起業等に必要な情報提供や支援を行います。

6. 情報収集・発信

男女共同参画に関する図書や資料等を収集し、貸出等を行います。また、広報紙やホームページなどあらゆる媒体を通じた情報発信を行います。